

令和6年第5回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和6年9月4日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年9月5日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
まちづくり推進課長 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
上下水道課長 山本 陽二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	生活環境室長 山口 成人
地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程

第1. 会議録署名議員の指名

- 11番 北 守 議員
12番 坪井 信義 議員

第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	谷口 和也 P2－P15	(1) 小中学生の暑さ対策について (2) 地震災害発生時の対応について
2	坂本 稔記 P15－P26	(1) 消防団員の処遇改善等について (2) 3月定例会質問事項の進捗状況について
3	北 守 P27－P39	(1) 高齢者（独居老人）対策について (2) 農村公園の管理移管について (3) 道路の通行障害となる樹木の伐採について
4	福田 泰生	(1) 町税や各種料金のスマホ決済アプリによる支払いについて

	P40－P51	て (2) 玉城町におけるカスタマーハラスメントの対策について
5	井上 容子 P51－P68	(1) 災害対応について (2) ワクチン接種について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

- 議長(小林 豊) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、令和6年第5回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(小林 豊) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
11番 北 守 議員 12番 坪井 信義 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

- 議長(小林 豊) 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

[6番 谷口 和也 議員登壇]

《6番 谷口 和也 議員》

- 議長(小林 豊) 初めに、6番 谷口和也議員の質問を許します。
6番 谷口和也議員。

- 6番(谷口 和也) おはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日の質問は、小中学生の暑さ対策と、大規模地震災害発生時の対応についてを質問をさせていただきます。

まず、小中学生の課外活動の暑さ対策についてお伺いをいたします。

今回は水泳授業と登下校についてお聞きをしますが、ここ一、二年、また今年も異常気象だと言われるほど暑い夏でした。これから先、多分年々上がっていくんだろうなという思いはあります。春と秋が極端に短くて、夏が長いという年がだんだん増えてくる

のかなというふうには思います。

この中で、ここ一、二年、高温の日が続いて、いろいろ熱中症対策ということで課外活動が自粛されるケースがあります。この中において、屋外での小中学生の活動を町として何かしら対策をされているのだろうと思いますけれども、現在どういう対策をされているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 谷口和也議員の質問に対し、答弁を許します。

山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 今の質問にお答えしたいと思います。

昨年と同じく、今年も暑い日が続くと予報が出されていまして、熱中症対策として、年度当初より玉城町の校長会にて、各学校には屋外の気温等に応じて校舎や教室や体育館の空調をうまく活用し、教育活動を行うように連絡をしてきました。

また、熱中症特別警戒アラートの発表に伴い、令和6年4月更新の環境省と文部科学省からの学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに応じて、危機管理マニュアルの見直しや改善をお願いしました。

また、令和6年6月13日付の三重県教育委員会からの学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応についての通知においても、各校長に連絡して熱中症等防止の徹底を連絡してきました。一例ですが、暑さ指数（WBGT）と言われるものに応じて、活動の注意事項等を決めています。

暑さ指数（WBGT）とは、人体と外気との熱のやり取りに着目して、熱のやり取りに与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射などの周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「度C」を用いています。実際は、黒球式熱中症指数計を用いて、活動場所や活動時間ごとに測定をしております。

注意事項では、例えば暑さ指数が25から28度では警戒ということで、激しい運動では30分置きに休憩を取る、28度から31度では厳重警戒ということで、激しい運動は中止で、10分から20分置きに休憩を取り、水分、塩分の補給を行う。31度以上では危険ということで、運動は原則中止となっています。

町内の学校では、屋外がWBGT31度以上になったときなどは、空調の効いた教室や体育館などで活動するようにしていますし、中学校の部活動においても、暑さ指数を見ながら活動時間や場所等を変更して活動していますし、状況によっては中断や中止等をしております。

当然ですが、気温やWBGTに関係なく、先生方は日常の児童生徒の様子を観察していますし、本人等の申出により保健室などで手当を行っているという具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） ただいま教育長のほうからいろいろと、暑さ指数ということで、屋外での活動を自粛し、屋内、クーラーの、エアコンの効いているところでということ

でお話をいただきました。

ここで伺いするのが水泳の授業、プールなんですけれども、これは多分どれだけ暑くても屋内ではできない授業です。それで、先ほど言われた暑さ指数というのは当然引っかかってきますので、屋外は自粛ということになると、中止という扱いをせざるを得ないという状況になります。

これは昨日の報告の中でも私ちょっとお話をさせていただきましたけれども、今年の町営プールのオープンのときに行ったときに、当初雨やったんですけれども、行ったときは晴れていまして、結構暑い日になりました。その前の年もそういう状態でしたけれども、このときに、ここに屋根があつたらいいよねという話がありました。多分教育長もご存じだと思うんですけれども。そういう下で、じゃ屋根のあるところはどういう実態をしているのかということで、見に行こうというのが昨日の報告の趣旨だったんですけれども、あの自分の学校の目の前にあるプール、この玉城町はこういう規模の中で小学校が4つあります。また、その4つの小学校に全てプールを持っています。そういう自分たちの学校にあるプールが暑さのために使えないというのは、多分非常に生徒の皆さんにとっては残念だろうなというふうには思います。目の前で水が張ってあるプールが、暑いがために使用できないという、僕らの年代から考えるとそういうことはなかったんですけれども、夏イコールプールというのが当たり前でしたので、そういう状況に今なっているというのは非常にかわいそうだなという思いがあります。

今後、ますます気温が上昇していくだろうなという中で、何か対策を検討されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 先ほどの谷口議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、今現在の小学校の学校水泳の状況をお話しさせていただきます。

小学校のプールなんですけれども、熱中症予防のために、プール対策として各小学校では気温35度、そして先ほどの暑さ指数（WBGT）31度以上は原則運動中止として、プールでの水泳指導は中止となっております。また、日本水泳連盟が出している屋外プールでの安全目安として、水温と気温を足した温度が65度以上のときには適さないということで、日射病や熱射病に注意し、泳ぐ時間を短くするように定めていますので、それを目安に各小学校で学校水泳を行っています。また、各小学校、水温があまり上がり過ぎないように小まめに水を入れたり、またプールサイドの温度や気温を下げるために水をまいたりするなど、工夫して学校水泳を行っています。

今年度は、WBGT31度以上で学校水泳を行えなかった場合もありましたが、実施期間や実施時間を早めるなど、工夫をして極力実施できるようにしたために、1学期で3年生以外の町内の学校水泳は終了しております。3年生の学校水泳は、4小学校共に、今年度は業者に委託をし、11月にほぼ週2回ペースで5回ほど行う予定です。場所は業者の施設内の温水プールを利用します。

プールの屋根の設置については、現在のところは計画はありません。しかし、先ほどから話しているように、ここ数年の学校水泳の実施は非常に難しい状況です。今回の3年生の業者委託の状況など学校現場からの声を聞いて、委託する学年を増やすなど、気象条件などに影響を受けにくい方法を考えなくてはならないと思っております。そういう中で、4小学校、そして町営プールの今後の維持管理も考えながら、学校水泳の環境及び設備を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長(小林 豊) 谷口議員。

○6番(谷口 和也) 今、教育長のほうから、どういうふうに対応されているかということの説明されました中で、屋根の設置は考えていないということを初めに言われましたので、先に進むのはなかなか難しくなりましたが、今回視察をさせていただいた屋内プール、8月9日でしたけれども、当日も暑い日でした。それで、やっぱり屋根があることによって、確かに五、六度体感が変わります。外にいと暑いなという状態でも、中にいと、これならおれるよねという状態の気温でした。冷房もかけていませんし、窓全開でそういう状態でしたので、行った委員みんなが、これならできるよねというのがありました。先ほど言われた気温35度には、多分今年でも到達はしていないだろうなというふうに思います。

それで、先ほど言われた、今年3年生の方が近くのスポーツクラブに行かれるということで、伊勢でもそういう学校があるようです。各学年順番にその近くのスポーツクラブに行ってやっていると。そういう方に話を聞くと、そういう学生さんたちがたくさん来るんで、既存にいた人たちが中にいるのが逆に大変になったと。それで、もうそこを辞めて違うところへ変わったという方も見えます。

さっき教育長も言われましたけれども、気温に合わせて学年を増やしてという考えも確かにあるんですけども、自分たちのプールを目の前にして使えなくてよそへ行かないといけないというのは、やっぱりかなりかわいそうかな、残念だろうなという思いもあります。当初、できるということで、5、6年生がみんな一生懸命にプールの掃除をします。それで、結局掃除して一生懸命に頑張ってきたんだけど、使えなかったという、その子供たちは非常にかわいそうかなという思いはあります。

それで、見に行った施設はかなり頑丈な屋根でした。鉄骨でしっかりと組んでありますし、台風も今まで壊れたことはないという話でしたし、そこの大紀の方に聞きましたら、天候で学校の水泳が中止になったことはない。唯一台風だとかそういうこと以外は、逆に雨でもできますので、そういうことは今までないというふうに胸を張って言われていました。

まあ確かにそうだろうなという思いがあったんですけども、そうすると、きちっと授業の日程に合わせてできるということになるので、先ほどそういう考えはないというふうに教育長は言われましたけれども、そこまでの頑丈な屋根でなくてもいいとは思

んですけども、各小学校、夏の間だけでも屋根を造る、逆に言うと、よく大規模イベントなんかで休憩室にあるような感じですけども、そういう感じでも、別に直射日光を当てなければ周りのプールサイドも暑くなりませんし、どこかの学校でしたっけ、新聞に載っていましたが、プールサイドを走らせたなら何人かの子供が足の裏をやけどをしたという記事がありました。プラスチックだとかそういうものを敷いてあるので、そこまではないのかなと思うんですけども、それでもかなりやっばり熱くなると思います。直射日光が当たると劣化をします。その屋根のあるプールの方に聞くと、そういうことはほとんどないと。施工してから変えていませんという意見を聞きました。やっばり直射日光を当てるか当てないかによってかなり違うんだらうなという思いがあります。

そういう意味で、やっばり屋根をつけて直射日光を避けるというのが必要だろうなというふうに思います。自分の学校にあるプールでやりたいという思いは多分皆さんあると思いますので、その辺についてはどういうふうにお考えかお聞かせ願います。

○議長(小林 豊) 山村教育長。

○教育長(山村 嘉寛) お答えします。

先ほど私が答えさせてもらったところで、プールの屋根の設置については、現在のところ計画はないというように言わせてもらいまして、先ほどから屋根の設置というのも、先ほど谷口議員が言われたように、いわゆる直射日光が当たらないにするという方法も含めて、そのあたりでプール等の設備を検討していきたいというように今現在のところは思っております。

以上です。

○議長(小林 豊) 谷口議員。

○6番(谷口 和也) すみません、私もそういうふう聞いてしまいましたけれども、今の教育長の話だと、何か可能性が50%以上ありそうな雰囲気でしたけれども、非常に喜ばしいところがございます。できれば私の思いとしては、来年の3月の当初予算に何かしら言っていただきたいなという思いはあります。

このプールの件について、あと2点ほどちょっと要望があります。

1点は保育所のプールです。保育所には今プールが、4保育所あって全てあります。小さい子たち、幼児が、未満児の方が入れるプールというのは、基本的に日陰でやられていますので、そんなに影響はないと思うんですけども、大きい子たちが入っているプールは、保育所に聞くと、毎日水を入れ替えていますと。やっばり小さい分だけ水温がすぐに上がってくるので、水を常時入れて水温を下げていますと。子供たちにはなるべく水の中につかりなさいという指導をしていますという話を聞きました。ここに屋根があったらどうかと聞いたら、それはうれしいですという意見がすぐに返ってきました。

先ほど言いましたけれども、この玉城町で小学校が4つあるのもすごいんですけども、まだ保育所が4つ存在するというのも、またこれもすごいことだと思います。その

保育所に全てプールがあって、そこも年長さんが最初に皆掃除をします。そういうプールを、自分たちでやって自分たちで使うということはやっぱり必要だろうなというふうに思います。

今の順番にどこかのスポーツ施設にという扱いになると、保育所までその影響が出てくる可能性はあります。保育所は特に夏休みが短いものですから、8月もプールはあります。休み前まで。すると、気温がかなり、まあ7月も相当暑いですがけれども、それ以上に上がります。そういう中で、保育士さんたちが一生懸命に子供たちに水泳をさせています。そういう状況においても、屋根というのがあればかなり違うんじゃないかと。子供たちも楽し、保育士さんのほうも楽なんじゃないかなというふうに思いますので、小学校共々、ぜひ保育所の大きいほうのプールにも屋根ということを、検討をぜひお願いしたいと思います。

もう1点は町営プールです。ここは今まで小学校、保育所と違って、何で町営プールの話をしていないんだという感じなんですけれども、町営プール、今、50メートルのプールです。結構深いです。深いところで1メートル50ぐらいあるんですかね。飛び込みをするには必要なんですけれども、現実的にそれを使える人というのは多分限られてきていると思います。大人の方ですとか、かなり水泳ができるという方に多分使用が限定されるんじゃないかという思いがあります。

それで、ここで1つ私が提案をしたいのですけれども、あのプールを改造をしてはどうかという思いがあります。25メートルと小さいプールに改造することによって、多分使用していただく方がかなり増えると思います。小学校と同じ状態のような感じなんですけれども、大紀の方に聞くと、半分泳いでいます、半分歩いていますという、どうも使い方をされているみたいです。それで、よくウォーキングをプールの中でされる方が見えるようです。今の50メートルプールですと、なかなかそれは難しいです。25メートルですと、深くても1メートル10ぐらいだと、やっぱり大人ですと中を歩けるという状態になります。

もう一つ希望としてあるならば、温水にしてほしいというのがあります。これは使用期間も長くなりますけれども、これは大紀町さんは温水にされているんですけれども、燃料費と人件費で年間費用は1,100万だと言っていました。それで、利用料は取られています。町内と町外では別の料金体系で。でも、どう見ても赤字なんですよね、計算すると。それで、そこまでしてやるんですかという問いをしたときに、それはもう町民の方の健康を守るためですからやりますという話が返ってきました。そこまで考えられていると。今の町営プール、せっかく村山龍平翁に寄贈していただいたというプールなんですけれども、今の状態でいくと、ほぼ、ほとんど利用される方が見えないんじゃないかな。中学生のそういう水泳のクラブもなくなりましたし、そういうのもあるので、この際、これはちょっとかなりお金かかる感じではあるんですけれども、そういうことで改造をして、本当に町民のためのプールという格好にさせていただけたらなというのが私

の要望でございます。これは一応要望ということでお聞きをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に小中学生の登下校についてをお伺いをいたします。

先ほどから暑い暑いとしか言っていないんですけれども、昨年この暑い中を、特に小学生ですけれども、重いランドセルをしょって、遠い方だと3キロぐらいあります。それも、車の少ないところを選んで通学路にされていますから、ほとんど周りに陰がありません。基本的に田んぼの中の農道を通るベースのところが多分の通学路だと思います。

こういう中において、昨年、教育委員会のほうで学校の水質検査をされました。その意図というのは、朝、私も時々一緒に学校まで歩きますけれども、何回か水筒のお茶を飲んで学校まで行きます。そうすると、学校でお茶がなくなります。帰りに水を入れて帰ってきてもいいよということで水質検査をしていただいて、それができると、飲めるということでされました。ほか、何かされるのかなという期待はあったんですけれども、どうもないようですので、そのことについて、何か水質検査以外にしようという検討をされたのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） ご質問にお答えしたいと思います。

小学校の登下校時の熱中症対策としては、昨年度に引き続いてなんですけれども、玉城町教育委員会としては、保護者宛てに、令和6年5月8日付で、登下校時の熱中症対策についてという文章を各小学校から出しております。内容については、登下校中の熱中症防止例として、日傘の使用、冷感タオルの使用、そしてヘルメットの中に入れるインナー汗取り、冷却グッズなどもあります。その使用、それから登下校時の水分補給などを挙げて、熱中症予防グッズの使用を認めますので、ご家庭で判断して熱中症対策をお願いいたしますというようなことを示してあります。

昨年、小学校の水道水の水質検査を行ったのは、学校保健安全法における学校環境衛生活動におけるの定期検査の中の飲料水検査で行っております。本町の各小中学校の飲料水は、直結給水、貯水槽、両方あります。原則、直結給水ですと飲料水の供給者により水質検査が実施されておりますので、学校においては水質について日常点検が行われていることから定期検査の対象とはしないのですが、本町では全学校で毎年1回定期検査を行っています。検査結果では、本町の各小中学校の水道水は飲料水として適しているということで、その水道水を水筒やペットボトル等に入れて子供たちは登下校するよというふうなことをしているというふうな具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 先ほど言われましたけれども、各家庭に対してそういう使用を認めますということで教育委員会から出されたということなんですけれども、ご存じの方もあ

るかもしれませんがけれども、兵庫県である小学生が市長に対して、学校の行き帰りにランドセルを背負っていると背中が汗でびしょびしょになるので何とかしてほしいという投書を出しました。それで、その投書を見た市長はすぐに動きまして、担当課に何とかしろという指示を出しました。その小学生の要求は、今、大人の方は、よく外で暑いときに現場の方はファン付きのベストが使われています。それを支給してくださいという要求でした。まあそれはバッテリーの重量も重いし、値段も張るのでどうしようかということで検討をされて、ランドセルと背中の中に薄いネットみたいなものをつけて、そこに冷却パッドを入れるという方法に決めて、この市は約3,800人の児童がいたそうですけれども、全員にそれを配布したという記事がありました。

確かに、今、教育長言われるみたいに、登下校というのは教育委員会の所管から外れています。それで、基本的にPTAがその通学路を決定して、ここでやりますということで一応学校のほうに出しているということは分かっておりますけれども、あとは各ご家庭で判断してお願いしますというのも、そこからやっぱり一歩踏み込んで、こういうのを支給しますのでそれを利用して暑さ対策をしてくださいという考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

暑さ対策グッズを配布するということに関してなんですけれども、対策グッズを使用している児童等も、今現在、小学校のほうに確認を取らせてもらいましたら、そんなに多くはないと。登下校時の日傘、またはそういう暑さ対策グッズを使用している児童はそれほど多くないというような報告を受けております。ただ、その対策グッズを使用している、していない児童も様々でありますし、体質などにより適しているグッズがどういふものなのかというのもなかなか児童それぞれであります。そのため、おのおの児童に適したグッズを、必要か必要でないかを含めて各家庭での判断に委ねております。

現在のところ、何らかの対策グッズを配布することは考えていませんが、今後そのような要望が多ければ、検討をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 確かにそのお子様の体質とかいろいろあるとは思いますが。一つ、今、雨の対策として、急に降られたときということで黄色い傘が各学校に保管されて、多分全児童数があるんだと思いますけれども、例えばあれを日傘とか雨傘とか兼用という格好で置き換えて置いておくという手も一つあるのかなというふうに思います。今、日傘も突起物を極力なくした、一部分透明で視界を広くしたというものがありますし、そういうものを家庭に、今後こういうのを支給するので利用してくださいという言い方も多分あるのかなというふうに思いますので、家庭にお願いをして、そこで判断をしてというより一歩進んで、できたらそういうのを前に出していただいて、多分こういうの

はこの近隣ではまだやっていないんだらうなと思いますので、そういうところで一步、玉城は進んで、子供たちが生活しやすいということであっていますので、こういうこともしていますというのはアピールになるのかなと思いますので、そういうところでぜひお願いをしたいというふうに思います。

先ほど水の話がありました。これは確かに水質、まあ私らは玉城町の水はおいしいと思いますので、普通に水道から出して飲みますが、今の子供たちは飲みません。若いお父さん、お母さん、あとそれに子供さんが見えると、その家そのものは多分、今、水を飲んでいないと思います。聞くと、ほとんどもう学校の水道は飲まないというふうに聞きました。それで、え、でも水道使えるよねという話をするんですけども、やっぱり学校で水道水を飲むんだったら、家からペットボトルを何本か持ってかばんに入れて、帰りにそれを飲んで帰ってくるというふうなことを聞きます。周りの人に聞いても、最近私の家でも、若い家族はもうほとんどペットボトルです。大量に買ってそれで冷やして飲んでいるという状態ですので、多分学校の水を入れて帰ってくるという児童さんはほとんどいないんじゃないかと今思います。

じゃどうすればと言われると、よく使われているウォーターサーバーなんかを設置していただいたら、そういう水も飲む人も出てくるんじゃないかと。ペットボトル500ミリリットルを2本入れてもかなりの重量になります。そこに教科書を入れて、かばんは結構重い重量で歩きますので、それは多分かなり大変だらうなと思います。ペットボトルという数量はとんでもなくなるんで、ウォーターサーバーを置いていただくという、まあウォータークーラーですと、要は水道を回しているだけなんで、多分ほとんど飲まないのかなとも思いますけれども、ウォーターサーバーを幾つか置いていただいたら、そこで水を入れるという児童さんの方も多分出てくるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺についてはどのような対応をお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 今現在、ウォーターサーバーということについては検討はしていないところなんですけど、今現在、谷口委員が言われたことを含めて、各学校の現状も聞き取って、そのあたりを検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 私も直接、学校の何人かに聞いただけですので、児童の方に聞いただけですので、学校が本当に全体どういうふうにかかっているかというのは、すみません、私もそこまでつかんでいませんので、聞いていただいて、私の予想ですと、ほとんど多分水道の水は飲んでいないだらうなというふうに思います。私らぐらいまでの年代なんじゃないですかね、水道から本当にコップで水を入れて飲むのは。私らから下の人は多分ほとんど飲んでいないんだと思います。なので、おいしいのは確かに分かりま

す。昔から飲んでいますのでそうは思うんですけども、やっぱり考え方が変わってきています。それに合ったようにやっぱりしていただくべきではないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

9月になりましたけれども、まだまだ暑い、35度、36度という最高気温が昨日、今日も出ています。多分9月いっぱいこんな状況が続いて、極端に秋が短くなって、いきなり冬になるんだらうという思いはあるんですけども、まだまだ暑い夏が続きますので、早急に暑さの対策というものをお願いをしたいと思います。

それでは、次に防災用のトイレトラックについて質問をさせていただきます。

災害発生時、何か所か、今、町内に7か所ですかね、指定の避難所が開設されますけれども、特に近年騒がれています南海トラフ大地震、どこがどうなるかという被害の想定もできないんですけども、地震が起こった時点でライフラインは止まります。水も多分止まりますし、下水も使用ができなくなります。それは点検をしないとイケませんので、すぐには使用できないというのは分かります。

そこで、この6月ですか、防災トラックを1台購入をしていただきました。これは非常にいいことだろうなというふうに思います。1台と聞くと、どうも2台というのはいようで、一応各自自治体で1台持っているというのが多分今の現状のようです。

それで、この運用計画、トイレトラック、じゃ災害が起こったときにどういうふうに運用するのというのを思いまして、この1台をどうやって動かすんだらうなというのをふとあって、今回その運用計画を教えてくださいなというふうに思います。

○議長（小林 豊） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） まず、この防災用トイレトラックにつきましては、能登半島地震の教訓から導入したものでありますが、大規模地震が発生すると、必ずトイレの問題が起こります。災害時に衛生的で安心・安全なトイレ環境を確保することは、被災者の健康維持を図る上で非常に重要な課題として捉えております。

平常時につきましては、以前もご説明させていただいたとおり、水辺の楽校での使用を今計画しておりまして、トイレトラックの使用が必要な災害が発生した場合につきましては、一旦役場までトラックを移動して、公共施設の被災状況や指定避難所への避難者数等を考慮して、トイレトラックの運用をすることを想定しております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 今、取りあえず一度役場にとということで、避難者数を確認して、多分一番多いところに持っていくんだらうなというふうに思います。そうなった場合、7か所の避難所がございます。それで、1台のトラックを持っていきます。残りの6か所のところのトイレというのはどういうふうに計画をされているのかというのが不思議に思いまして、ちょっとその辺をどういうふうに考えられているのかを教えてくださいなと思います。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 全員協議会の際にもご説明させていただきましたけれども、今後、防災トラックの購入先の一般社団法人助けあいジャパンが行っている災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加します。このことによりまして、玉城町が被災した場合、ネットワークプロジェクトに参加している全国の自治体のトイレトレーラーまたはトイレトラックの支援を受けることができますので、この支援を受けることを現在想定しております。

その全国の自治体ですが、今、22自治体に参加しておりまして、この6年度末には30自治体程度に増える予定と聞いておりまして、来年度以降も導入を検討している自治体が増えておりますので、今後もっと増える予定と聞いております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 今、提携を結んでいる自治体が二十数か所あるという答弁をいただきました。が、南海トラフ地震は多分範囲がかなり大きいんですね。そこでそういう提携を結んでいるところから来てもらえるのかというのはまず思います。まず最初に、そういう提携をさせていただいている方が来られないという状況を考えるべきじゃないかなというふうに思います。その上で、そういう提携されている方が何台か来ていただいたら、それをそれに切り替えればいだけなんで、まずはそういう方が到着ができない、道路がどういう被災を受けるか分かりませんので、そうした場合、やっぱりまずこの玉城町内で何とかするというのを考えるべきだと思うんですけども、その辺についてはいかがお考えでしょう。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） まずは、玉城町の指定避難所には、組立て式の簡易トイレや下水道直結型の簡易トイレ等を備蓄しております。大規模地震が発生した場合、国のプッシュ型支援等も入ってきますので、その仮設トイレなどと既設の備品を併用して運用することを想定しております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） それだと1つ答弁で確認をさせていただきたいのが、下水直結の簡易トイレとたしか言われたと思うんですけども、多分下水が止まっていますので、そこにトイレとして汚物を流したときに、じゃどこで止めるかというのは確かにあるんですけども、まずその直結しているその下水も検査をしないと駄目ですので、それを幾ら直結でこういうのを使えますといったところで、下水を全部止めないといけないんで、そういうことが可能なのかなというのが今ちょっと思ったんですが、その辺はいかがですか。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 谷口議員おっしゃられたとおり、地震になった場合に、その下水の被害状況というのがまずあると思います。それには水道等も同じく被害の状況を把握というのは非常に時間を要するところもありますので、現在、下水管路に直結型のマンホールトイレの整備につきましては、地域防災課と私どもと現在情報収集を図っておるところでございます。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 災害時のトイレの整備計画につきましては、今年度中につくるように計画しておりますので、現在のところ、まだ検討段階ということでお願いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 今、検討段階ということで、極力下水を使わない、使えないので、それが期間が1週間になるのか10日になるかというのは検査の状況にもよるんですけども、その間基本的に下水は使えません。外からの応援はないということで、町内でどうするかというところで極力いい方法を検討をしていただきたいというふうに思います。

このトイレに関してですけれども、最近新しいお宅がいろいろなところで団地で建ててきました。そういうお宅というのは、現状の耐震設計をされたお宅のはずなんですよ。建てたときに検査が通りませんから。そういうことになると、倒壊をしないというお宅が多分多く出てくると思います。また、建設のほうでも耐震診断をしてくださいますので、当初予算でローラー作戦でやりますということ聞いていますし、何件か多分それを基にして改装をされるお宅も出てくるんだろうなと思います。そうすると、避難所じゃなくて自宅で避難をするという方が増えてくると思います。避難所に行くよりは自分のところで住んでそのまま生活したほうが良いよという方が多分多いと思います。

そうした場合に、個人としてそういうトイレの防災グッズというのも多分用意しないといけないんですけども、そういう今のトイレに使えるような簡易的なものはあるんですけども、今の指標でいくと、大人の人が1人1回、1日で5回から7回トイレを使用するというので、最低でも7日ぐらい、その分は要るんだろうなということで、4人家族で140回分が必要だよというのがいろいろなページを見ると出てきます。これですと、値段的にはそう高くないんですけども、そういう多分倒壊をしない、うちは、自分のところの家は倒壊をしないと思われる方はそういうのを多分用意をしないと、する必要があると思うんですけども、そういう方に対しての補助というのは検討されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 簡易トイレの補助につきましては、自主防災組織を対象に補助をしております、50%補助をしております。現在その補助を使っただいて、幾つかの自主防災組織では簡易トイレ等を準備していただいております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） そうすると、防災組織を経由して補助金を出している。そこからどういうふうに分けるかというのは防災組織の判断にお願いするという考えですか。そうすると、1件に対して申請があったらそこに補助するということは、今はされていないと。これからもそういう方式を取ることはないという考えなんですか。あくまで防災組織を経由してという、そこで倒壊する家が多ければ、そこで賄えない可能性だって出てくると思うんですけども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 現在、個人の方への直接補助というのは考えておりませんので、自主防災組織を経由してという補助で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 分かりました。そこで足らなくなったら、それで多分自主防災組織のほうから要求は来るんだろうなという思いはあるんですけども、今の^{（黄色）}では、防災組織を経由して、そこから各地域の中でということでした。了解をいたしました。

それで、防災トイレトラック、非常にありがたいことで、先ほど言われたみたいに、通常は水辺の楽校に置いてありますということなんですけれども、水辺の学校から動けないときだって多分可能性はあるんですよ。そこが被災していれば、その車は動かせません。と言われると、多分宝の持ち腐れと言っはなんなんですけれども、そうすると、全避難所に対して、これからの計画でこういうときはこういうふうにしますというのを適用していかないと、防災トラックはそのままというパターンは多分あり得るんですよ。その辺もちゃんと検討していただいて、その運転をされる方が被災されるという可能性もありますし、トラックそのものが動けないという可能性は大いにありますので、その辺も含めて一応今後検討をぜひお願いをしたいと思います。

防災対策というのは、やればやるほど幾らでも防げます。毎年毎年、南海トラフの被害想定も大きくなってきます。幸いなことに、ここは津波はないんだろうなという思いはあるんですけども、地震ですので地割れということは大いにあります。七十何年前ですか、1回あった大きな地震、これはうちの父親の話ですと、畑にいたけれども、よう立っておらんだと。畑の上土に足と手をついて踏ん張らないと立てなかつたというぐらいの地震だったそうです。これ以上の地震が多分来るんでしょうな。来ることになるんだと思うんですけども、これからますます防災対策は大切になってきますので、各近隣の市町村に先駆けて、いろいろな対策を今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、谷口和也議員の質問は終わりました。
ここで10分間の休憩とします。

（午前9時53分 休憩）

（午前10時03分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

〔1番 坂本 稔記 議員登壇〕

《1番 坂本 稔記 議員》

○議長（小林 豊） 次に、1番 坂本稔記議員の質問を許します。

1番 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

私の一般質問は、事前にお配りをしています資料を基に進めさせていただきます。ところどころ私のほうで、資料のこのページをご覧くださいというふうにお話いたしますので、その都度見ていただければと思います。よろしく願いいたします。

私からの質問は、消防団員の処遇改善についてと、令和6年3月定例会質問事項の進捗状況について、以上2点となります。

それでは、早速ですが質問をさせていただきます。

まず、消防団員の処遇改善についてであります。

大規模災害の懸念が日増しに強まる中、消防団は災害時の初動対応や日常の防災活動において、地域社会の安全を守るために欠かせない存在です。団員の方々は、火災や自然災害などの緊急事態において、真っ先に現場に駆けつけ、命をかけて活動することが義務づけられています。消防団員の献身的な活動に対する適正な処遇は、そのモチベーションを高め、今後の安定した人材の確保につながるのではないかと考えております。

以上のことから、消防団員の出動手当、以下については出動報酬というふうに呼称します。出動報酬が、現場での厳しい活動に見合った報酬体系になっているかどうかについて、地域水準や各種、**上位通知等**を参考に、さらなる検討が必要と考えます。

また、消防団関連施設の改修も重要な課題と考えます。施設の改修を行うことで、団員の活動環境を整え、有事に対して万全の状態での臨むことができ、災害対応能力を高めることが期待できます。

さらに、消防団員の処遇や活動環境を改善するための条例や規則を再度見直し、必要に応じて改正も必要であると考えます。これにより、団員の負担を少しでも軽減し、より効率的かつ効果的な防災活動を実現することができるのではないのでしょうか。

これらの点を踏まえ、玉城町の消防団員の処遇改善、関連施設の改修、そして関連条例、規則の改正について、具体的な方針や計画について伺います。

まずは、玉城町における消防団の役割や今後のビジョンについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 坂本稔記議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 坂本議員から、消防団の処遇改善等についてご質問を賜りました。

まずは、第1番の私のほうに対しての消防団の役割や今後のビジョンについてのお尋ねでございまして、お答えを申し上げますけれども、ご質問の冒頭にありましたように、坂本議員がおっしゃった考え、認識と同感でございまして、常に団員としての使命を果たすために努力をなさっておられるというふうに私も感謝を申し上げておる次第でございますし、また玉城町約1万5,000人の町民の皆さん方が平素から安心して暮らすことができる、そのために消防団員として活動していただいております。

具体的に、直近のお話で行動の状況を報告いたしますと、台風10号によりまして、町内の浸水が想定される場所へ可搬ポンプを備えていただいたり、あるいは、またつい先般も、国のほうの主催で、三重県雲出川、津のほうでの総合訓練が国交省のほうで主催をされました。そういった中でも訓練に参加していただいて、土のう積みの体験もしていただいたと、こういうことでもありますし、また、特に玉城町は、町内4小学校区の中でそれぞれ自主的に避難所の運営マニュアルをつくって、みんなで実際訓練をしていただこうと。そのときには玉城町の女性消防団員の皆さん方がリードしていただいて、それぞれの4校区で避難所運営マニュアルを策定しながら訓練をしていただいたと。こういうすばらしい取組が今進められてきておるのが、我が玉城町の消防団員の皆さん方のお力でございます。

特に、ご承知のように常勤の消防署員さんとは異なりまして、非常勤で仕事を持ちながら、そしていざのときには自宅から、あるいは勤務先から駆けつけていただくと、こういう仕事を担っていただいております。それぞれ団員の皆さん方のいろいろな活動は、それ以外にも最近では特に行方不明の方の捜索、あるいはイベントなどの警備、そういうふうなことにも活動をしていただいております。これからも団員の皆さん方が活躍していただきやすいような、そういう対策を講じてまいりたいというふうに思っています。

具体的には、後ほどのご質問等もございしますが、それぞれには課長のほうからの答弁をいたさせますけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 玉城町の消防団の今後の役割とビジョンについて、また具体的な案件も含めてご説明いただき、前向きな方針をいただいたというふうに捉えております。安心しております。

町長の消防団に対する前向きな方針をいただいたというところで、続いての質問となります。消防団員の出勤報酬について質問をさせていただきます。

まずは、火災や災害発生時における出勤報酬の金額と、その金額が近隣自治体と比較して適切な水準にあるのか、また支給基準の概要についてお知らせください。

○議長（小林 豊） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 消防団員の出勤報酬の額につきましては、玉城町消防団条例の規定に基づき定めております。団員報酬につきましては、令和4年3月議会で条例改正を行いまして、3万6,500円と定めているところです。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） すみません、質問の仕方が少し悪かったようで申し訳ないです。もう一度質問させていただきます。

玉城町の消防団員の出勤報酬の金額ですね。これと、あと、この金額が近隣自治体と比較してどういう水準にあるのかという質問を改めてさせていただきます。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 出勤報酬につきましては、現在5,000円を支給しております。県内の自治体と比べてちょっと低い水準となっております。この出勤報酬につきましても、条例改正を令和4年3月議会へ上げるよう検討はしたんですが、その当時、近隣市町の状況も調査したんですが、改正を見送って現在も据置きの状態となっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

出勤報酬については5,000円というところで、近隣自治体よりは低い基準であるというところ、あわせて令和4年3月に検討されたということですね、というところについても承知いたしました。

それでは、事前にお配りした資料1のほうをご覧ください。

この資料は、令和3年に消防庁のほうから発刊された消防団員の報酬等の基準の策定等についてという通知となっております。この通知を少し見てみますと、右側の赤いマーキングした箇所が2か所あると思います。その部分をちょっと私のほうで読み上げてみます。

消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、非常勤消防団員の報酬等の基準を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において消防団員の報酬等の見直しを検討すること。

続いて、その下段、2を飛ばしまして、赤い部分を読み上げます。3番ですね。

各市町村においては、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予

算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正をし、同年4月1日から施行すること。予算については、令和4年度当初予算から必要な計上をすることというふうに記されています。ここだけを読み上げると、少し強い文章、通知というふうに捉えがちなのですが、この通知は、実は消防組織法第37条の規定に基づく助言として、消防庁からこうしていただきたいという旨の通知が出されています。

出動報酬が5,000円ということは、この通知に沿っていないということになります。この通知は、年間報酬や出動報酬の標準額を定めて、その内容に沿って消防団員の処遇見直しや適正化が求められているというふうに私は理解しています。この点を踏まえて、現状の出動報酬がこの通知に沿っていない理由と、今後の見直しの必要性についてお知らせください。

○議長（小林 豊） 中村統括監。

○統括監（中村 元紀） 前回の報酬会議のときに担当しておりましたので、答弁させていただきます。

おっしゃるように、出動1回当たり8,000円という標準額が定められています。近隣市町のほうも状況を調べますと、出動時間によって8,000円支払わずに、半分の4,000円のところもあれば、時間を超えれば8,000円、時間が関係なく8,000円にするというところ、いろいろございます。

玉城町の場合もそのあたりの検討をさせていただいた中で、今現行の5,000円、前回のときに改修はしておりませんが、その当時、出動してどれだけ活動するのかという話で、団員が参集するわけですけれども、当然仕事を休んで参集していただくので、そのときにも、行って30分で終わって帰るというのもたくさんあったりとかすることもございました。その中で、半日当というのを考えようかと。活動すれば5,000円ですけれども、活動しなかったら半分の2,500円にしようかというふうな議論をさせていただいた中で、今回、今定めています5,000円のままで、行ってすぐ帰ったとしても1回の出動ということで換算をさせていただくということで、その当時定めさせていただいたような状況でございます。

その後、昨今、最近調べますと、近隣の自治体のほうも改正をされて、若干上げられているようですので、今後については引上げのほうも検討はさせていただきたいというふうなことで考えてございます。

すみません、そのときに、団員報酬以外に、消防団の団に対する補助金というのが玉城町独自で出させていただいておるというふうな部分を含めて検討させていただいた結果でございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

当時の状況に即した検討をされていて、その中でできることとして、玉城町としては、報酬についてはこのままであるけれども、消防団に対しての優遇的な措置をされている

というところで承知をいたしました。

この話を伺った後なんですが、続きまして、資料2を飛ばしまして、3を見ていただきたいです。

実は、ほかにも令和4年1月18日に、消防庁次長より発刊された通知で、地域防災力の中核となる消防団の**重力強化**についてというものがあります。この通知によりますと、消防団に関連する歳入については、以前よりも地方交付税措置、算定条件を見直すことにより、若干の優遇がなされている状況であると私なりに捉えています。まあ自治体によってももしかしたら算定条件が優遇されているかどうかというのは異なるのかもしれませんが、この措置は、消防庁が消防団員の処遇改善を積極的に推し進めようとする考えの下に行われているというふうに捉えています。

地方交付金の使い道というのは各自治体判断に委ねられているというところは、私、よく理解しているんですが、有事の際に実際に身を削りながら個人の事情を後回しにして任務に従事するのが末端の消防団員というふうに私、考えています。ぜひとも末端の消防団員のためにも、各種通知に沿った出動報酬の見直しの検討をもう一度をお願いをして、次の質問にさせていただきます。

続きまして、消防団関連施設の状況について質問をさせていただきます。

町民の安全を守るために日夜努力されている消防団員の方々が、快適かつ効率的に活動できる環境を整えることは、町として重要な責務であると考えています。有事の際に消防団員が活動する拠点として、また日々の訓練活動の拠点となる各分団の詰所が充実していることは、彼らの活動を支える上で非常に重要であると認識しています。また、男女問わず、全消防団員の活動スペース、更衣室やトイレ等になりますが、この確保にも同様に重要であり、全ての団員が快適に活動できる環境を整えることが求められます。これらの点を踏まえ質問をさせていただきます。

当町の消防団員関連施設、特に各分団の詰所のトイレ、水道、空調、全消防団員の活動スペース、これは更衣室を指します。整備状況についてお伺いいたします。また、これらの施設に何か現状で問題点があれば教えてください。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 各消防団詰所につきましては、トイレと水道設備があるのは、田丸地区にある第1分団のみとなっております。他の2分団から3分団につきましては、学校施設内の設備を使用させていただいております。

それから、空調につきましては全分団ございませんので、扇風機で対応しておる状態となっております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 全団員の活動スペース、更衣室というふうに質問させていただいているんですが、性別ごとに更衣するようなスペースというのは設けられていないので

しょうか。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 更衣室としてあるのは、第1分団の詰所はそういう機能が若干ございますが、後の分団は少しそういうスペースが取れない状況となっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

玉城町の消防団員の関連施設、特に各分団の詰所にトイレ、水道、空調というそういった施設が完備されていない現状というのを理解いたしました。

冒頭述べたように、有事の際に消防団員が活動する拠点として、また日々の活動の拠点となる各分団の詰所にこれらの施設が整備されていないことに対して、執行部として何かご検討であったり、お考えはあるでしょうか。

○議長（小林 豊） 答弁どうですか。

中村統括監。

○統括監（中村 元紀） 若干玉城町の消防団のちょっと経緯というんですか、ご説明をさせていただきたいと思います。

玉城町消防団、以前からあるわけなんですけれども、消防車両につきましては1分団のみが所有しておったというふうな状況でございました。その後、平成になりましてから、順次各分団のほうに消防車両を整備をさせていただいたというふうな状況でございます。その中で、消防車両がありますので、消防車両を入れる車庫というのを建ててございます。2分団、4分団につきましては防災倉庫のようなものを建てさせていただいて、そこに軽の自動車ですけれども、消防車両を入れてございます。3分団につきましては、たまたま物件が保育所の前にございましたので、その物件を買わせていただいてやっておりますので、3分団につきましては車庫と別に詰所的な部分が若干あるような状況になってございます。

その中で、先ほどのトイレの話ですけれども、トイレにつきましてはそれぞれ小学校のトイレをお借りしておるといふふうなところでございます。2分団、3分団、4分団につきましてはそのような状況でしておる状況でございます。まだまだ坂本議員おっしゃるような整備のほうには今の段階には至っていないという状況でございますけれども、消防団員の確保も含めて、今後啓発活動とともに、順次整備はさせていただく方向に進めていくべきかというふうに考えてございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 設備の経緯であったりとか、あとは今後の方向性の考え方について検討していただけるというところで承知をいたしました。

それでは、資料5をご覧ください。

設備の改善や改修を行うということは、やっぱり大きな経費がどうしてもかかってしまうということなんです。そこで、これはまた私のあくまでも提案です。

この資料は、令和6年6月28日に消防庁消防・救急課から、消防防災施設・設備整備に関する財政措置活用の手引きの周知等についてという業務連絡が発刊されています。この手引きの中には、右側、7項目めになります。消防団、自主防災組織関係という項目があります。

続いて、資料6をご覧ください。

この資料6は、この手引きの中の一部を抜粋したものになります。ここにあるのは、災害時に消防団の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材等の機能のほか、平時に消防団の訓練、研修等が行える公共施設に対して財政措置が行われる旨が記載されています。例えば、緊急防災・減災事業債を活用した事業であれば、その経費の70%、まあ自治体の財政状況によりますが、交付税として措置されることが記載されています。事業債に頼り過ぎるがあまりに、むやみに借金を積み上げることは私は本意ではありませんが、消防団の皆様の献身的な活動を支えるために、また私たちの未来を守るために、必要最小限の経費で施設が改修できるのであれば、検討の余地はあるのかなというふうに思っています。

これはあくまでも私の提案でありまして、冒頭述べたとおり、関連施設の改修は消防団の皆様の活動を支える上で非常に重要なことと考えています。ぜひ前向きな検討をお願いして、次の質問とさせていただきます。

続きまして、玉城町消防団条例、規則についてであります。

これまでの質問を通じて、答弁の中にも織り込まれておりますが、玉城町の消防団に関する事項の現状と課題というのがうっすらと確認できたかなというふうに思っています。消防団の皆様が円滑に活動できるようにするためには、どうしても玉城町の消防団条例や規則の改正が個人的には必要なのではないかなというふうに思っております。そこで、玉城町消防団条例及び規則について、現行のままで十分なのかどうか、それとも改正が必要なのであれば、どのような内容を含めるべきであり、改正の時期はいつ頃をめどに、ここまでなかなか難しい質問となってしまうんですが、可能であれば教えていただけますでしょうか。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 条例、規則の改正につきましては、近隣市町の状況を見据えて、玉城町に足りない部分とかがありましたら、それを反映していくような格好で、今後改正に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。近隣市町の状況を確認しながら、速やかというか、可能な限り抜けのないように、機を失することなく改正を検討していただければ

というふうに思います。

次の質問となります。

今までの質問や提案を踏まえて、消防団員の処遇改善や関連施設、装備の改修、更新、関連条例の規則や条例の改正の方向について、町長のお考えを伺いたく思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） いろいろご提案をいただきましてありがとうございました。

消防庁長官からのいろいろな通達等も説明をいただいたわけですが、今、それぞれ担当のほうから申しあげましたように、近隣市町におきましてもそれぞれまちまちの手当等の支給というふうな形になっています。その根拠を、まずこの通達の中にもありますように、消防団と十分協議を図れと、こういうことになっておりますので、早急にそういった内容、今課長が申しあげましたように、近隣の市町によってもばらばらというふうなのが実態でございますので、それを早急に把握をいたしまして、幹部の皆さん方との協議に入っていきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

それから、それぞれ4分団でございますけれども、環境等をやはり整えていくということは重要だと思っておりますし、特に第1分団、あの大橋のところの田丸ですね、本部でございますけれども、そこは50年、60年ぐらいたっていますね、昭和43年でございますから、そういう老朽化しておるのが中の状況でございますから、やはりトイレ等の環境も整えていかなあかんというふうに思っております。

もう一つは、やはり玉城町の場合は、ありがたいことに小学校4つ、そして児童館も併設と、こういうふうな環境でありますし、学校のほうも体育館を優先して夜間開放と、あるいは随時開放というふうな考え方で活用ということになっておりますので、努めてそういうふうなところを併用しながら、しかし消防団員の皆さん方の処遇についても、これからもいい環境を整えていくということが重要だというふうに思っておる次第でございます。そういうところ、いろいろご提案を賜りましたところを今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 町長から玉城町としての消防団員の処遇改善や関連施設の改修、関連条例や規則の改正、積極的に検討をしていただけたというところで、お考えを伺いました。大変心強く思っています。

団員の皆様が快適かつ効率的に活動できる環境を整えることは、町民の安全を守るために非常に重要なことと考えています。出動報酬の見直しや各分団の詰所の設備充実、全団員の活動スペースの確保など、具体的な改善策について今後の進展を大いに期待しております。

また、現行の条例や規則の見直しについても、時代や現場のニーズに対応した改正の検討を進めていただけたらということですので、団員や関係者からの意見をしっかりと反映していただきながら進めていただけたらというふうに思っております。

それでは、消防団員の処遇改善についての質問はここまでとして、次の質問に移らせていただきます。

令和6年3月定例会の私の一般質問において、災害発生時の生活水の確保について、防災の三助（自助・共助・公助）に関する質問をいたしました。その中で、執行部から、検討や協議調整を行うとの答弁をいただいた案件が幾つかありました。3月定例会から半年ほどが経過いたしましたし、つい先日も宮崎県沖で大きな地震があったり、当町においても台風10号の被害も発生いたしました。これらのことから、いま一度備えに対して再確認する必要があると考えましたので、その進捗状況についてお伺いいたします。

まず最初に、水源地が事故、被災した場合の他水道事業との調整の進捗について質問させていただきます。

資料7をご覧ください。

こちらの資料は、令和6年第1回玉城町議会定例会会議録第2号、3月定例会の私の一般質問の議事録になります。これを抜粋したものとなります。私からの質問は、先ほど申し上げたとおり、当町の水源地、配水池、取水地、水道管やその他の上下水道施設の耐震化の状況及び今後の耐震化の計画、またそれらの施設が被災した場合のバックアップ機能の有無についてお答えくださいとあります。

この質問に対して、執行部からは、適宜適切にご答弁をいただいた後に、「施設が被災した際のバックアップ機能、構想を含めたというところなんですけれども、水源地というところの回答でよろしいでしょうか。重要施設である水源地が事故、被災した場合は、他水道事業との応援用連絡管によるバックアップ機能の検討となりますが、相手があることですので、今後調整を図らなければならないと考えております」とご答弁をいただいています。

その後、この件について何か検討や調整、また変更するような案件がありましたらお知らせください。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 3月定例会で答弁しました水源地が事故、被災した際は他水道事業との応援用連絡管によるバックアップ機能についてというふうな答弁につきまして、調整や事業費など長期間かかることから、今回、事故または被災した際は、他水道事業へ協力依頼や、または協力要請に応じる形がバックアップ機能として既にできているということをご説明させていただきたいと思っております。

まず1つが、三重県下全市町による三重県水道災害広域応援協定、こちらは県、企業庁、それと市町、29市町あるんですけれども、こちらを5つのブロックで構成する組織となります。応急給水の応援要請を行うことが可能となります。詳細を申し上げますと、南勢志摩ブロックは玉城町を含め11市町、あと、ほかのブロックにつきましては北勢、中勢、東紀州、伊賀というふうな相互の応援を行います。

最近では、6月26日に伊勢市において水道管損傷により市内広域にわたりまして水道水の濁りが発生しました。玉城町のブロック代表者の松阪市より協力要請があり、伊勢市への応急給水活動に出動したというのが最近の事例となります。

もう一つが、三重県内が被災した際は、こちらにつきましては日本水道協会中部地方支部で、9つの県で構成する災害時相互応援協定がございます。こちらにつきましては、三重県支部の代表、津を通じまして、他県、愛知県、岐阜県、静岡県、福井県、石川県、富山県、長野県、新潟県に応援要請を行います。今年1月に発生しました能登半島地震におきましても、石川県のほうへ三重県内の水道事業者は応援に行っております。

このような形で、仮に水源地が事故、被災した場合は、これらの災害応援協定に基づくバックアップ機能もあるということをつけ加えてご説明させていただきました。

以上となります。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

有事の際のバックアップ体制というのが実はもう既に整っていて、県であるとか近隣の地区ごとの県であるとか、バックアップ体制が取られているというところで理解をいたしました。その点については安心しております。

ご答弁のときにあった応援用連絡管の調整ですね、これについても、少しずつでも、バックアップというのは煩雑でなければ1つ、2つ、3つと、幾つかあっても問題がないと思いますので、業務が煩雑にならない程度に調整を続けていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

小学校単位の避難所開設運営マニュアルを活用した訓練について、その計画やその進捗状況を確認させていただきたく思います。

事前にお配りした資料8をご覧ください。

こちら先ほど同様、3月定例会の議事録を抜粋したものになります。このときの私からの質問は、「災害発生時に公助として住民を支えるために、現在、行政として準備している事業ですね。ソフト面であったりハード面であったりというのがありますが、これについて何かありましたらご回答をお願いいたします」とあります。

この質問に対して、執行部からは、「自治区の区長さんや自主防災組織の代表の方にご協力いただき、小学校単位の避難所開設運営マニュアルを作成してまいりました」、ちょっと中略します。「このことから、令和6年度はこのマニュアルに基づきまして、各小学校区ごとの訓練を実施していきたいと考えております」とあります。

この各小学校ごとの訓練の具体的な計画や内容等がありましたらお答えください。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 避難所開設運営マニュアルを活用した訓練につきましては、今回の能登半島地震をはじめ、熊本地震や東日本大震災など大規模な災害におきま

して、避難所の開設運営は、避難してきた地域住民の方や他の自治体職員の応援で行われている事例がたくさん見受けられました。このことから、10月6日に田丸地区と有田地区、11月10日に外城田地区と下外城田地区でマニュアルに基づいた訓練を実施する予定となっております。

訓練実施後は、マニュアルを常に見直しを行いまして、最新のものに更新していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

震災発災直後の避難所の運営というのは、やっぱり地区の方、その避難所を実際に使用される方が開設したりとか運営するのが望ましいという文献を以前見たことがあります。こういった訓練というのは、町民の安全確保に欠かせない重要な取組というふうに私も考えていて、円滑な実施に向けて引き続きご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問です。最後の質問となります。

ハザードマップの更新状況、配布時期について質問をさせていただきます。

それでは、事前にお配りした資料9をご覧ください。

こちらの資料も先ほどと同様、議事録を抜粋したものになります。赤のマーカーの部分が若干異なっていて、異なっているのは執行部からの答弁の部分が異なっています。

私からの質問については割愛をさせていただきます、執行部からの答弁についてちょっとこちらで読み上げます。「総合防災マップ作成後5年経過しておりますので、6年度はハザードマップの情報を最新のものに更新をして、完成後、各ご家庭に配布したいと考えております」とあります。

この答弁にあったハザードマップの更新状況の進捗と配布予定時期、また、どういった思いで何を重点に作成中なのか、または作成したのかをお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） ハザードマップの更新につきましては、8月9日に入札を行い、業者へ発注を行っております。この更新作業を行うことによりまして、最新の被害想定等を反映した内容となり、地震、液状化、洪水、高潮、土砂災害、ため池災害等の防災・減災対策として、平時から自助・共助の意識向上を図っていただけるようになると考えております。

住民の皆さんへの配布時期につきましては、令和7年3月頃を予定しておりまして、併せて町のホームページにも掲載します。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。ハザードマップの更新作業が着実に進められていて、かつ内容についてはアップデートされている。配布時期についても承知をいたしました。

3月定例会の質問事項について、検討や協議、調整を行うとの答弁をいただいたこと、その進捗状況を今日改めて確認をさせていただきました。ほぼ全ての案件がしっかりと進展をしていて、防災対策への取組が着実に進んでいることを大いに評価をいたします。また、玉城町行政として防災に関する高い意識を持ち続けていることに対しても、改めて敬意を表します。

防災は、私たち町民全体の責務であり、その安全を守るためには継続的な取組が不可欠です。今後も一層の防災意識の向上と対策の強化に努めていただけたらと考えております。

結びに、私自身も町民の1人として防災に関する知識を高め、共に安心・安全なまちづくりに貢献していきたいと、こう考えております。以前も話しました3月定例会のときの結びの話なんですけど、防災には終わりがなくて、どれだけ準備してもきっと足りない。想定外のことが必ずと言っていいほど起きてしまうんですね。そこを皆さん心に留めておいていただいて、今回の私の一般質問が町全体としてさらなる防災意識の高まりにつながればと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、坂本稔記議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前の町長の答弁で、町長から訂正の申出がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 先ほどの坂本議員の答弁で訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

私、第1分団の消防車庫、今、大橋の消防倉庫のところにある建物の年数を申し上げましたが、私、昭和43年と申し上げましたけれども、正しくは昭和56年に建築をいたしまして、現在まで43年が経過をしておると、こういうこととございます。訂正させていただきます。申し訳ありません。

〔11番 北 守 議員登壇〕

《11番 北 守 議員》

○議長（小林 豊） それでは、次に、11番 北守議員の質問を許します。

11番 北守議員。

○11番（北 守） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今日は3点でございます。高齢者（独居老人）対策について、特に独居老人に特化した質問にさせていただきます。2番目、農村公園の管理移管について、3番目は道路の通行障害となっている樹木の伐採についての3点についてお伺いいたします。

まず、1点目の高齢者（独居老人）、65歳以上ですけれども、玉城町は健康たまき21で具体的な指針の計画を策定されております。町民の各年齢層や食の安全などについて、資料に基づいていろいろと行政の施策を展開していただいております。今日はこの中でも65歳以上の高齢者、特に独居老人に視点を当てた質問をさせていただきますので、ご答弁よろしく申し上げます。

コロナも5類になって1年以上経過したわけなんですけど、最近また新たに11波というふうなことで、感染される方もお見えになります。コロナ後のフレイルについては、昨年と同様な時期に質問させていただきました。特に老人のフレイル（虚弱化）に対する取組について、玉城町も住民の健康管理や指導や各種健診など、積極的に玉城町版ネウボラを推し進めていただいております。最近では、コロナ後で特に気温が、気象庁の観測以来、1.7度上昇したという、この夏は大変な夏でした。熱中症によるフレイル、これも一つの問題になっておりまして、もう外出はできないとうことで、運動や休憩のバランスが必要とされてきておるということで、熱中症に対するフレイル、これも考えていっていただきたいと思っております。

さて、日本の平均寿命、かなり延びてきております。2023年には女性の方が87.14歳、男性の方が81.09歳ということで、玉城町は4年前の水準でいいますと、全く今の、2019年と今の水準、全国平均と全く同じなんですけど、先行して長寿になっておるんじゃないかと、こう思います。その中でも、特に大事な部分として健康寿命というのがございます。これについても、古い資料ですけれども、女性の方が84歳、男性の方が78.6歳と出ておりまして、なかなか長寿というのは喜ばしいというふうに思っておる次第でございます。

さて、65歳の独り暮らしの方が、これは何年前の調査でしたでしょうかね、かれこれ8年前の国の調査でしたわけなんですけど、かなり古い資料ですが、お若い方と同居で65歳以上の世帯、これを含む世帯がその当時で48.4%でした。それで、さらにこの48.4%の中のお独り暮らしの世帯、これが27.1、約4分の1、4人に1人が独り暮らしの生活をなさっておられると、こういうふうな結果が出ております。大変な時代になってきました。

それで、2015年のこの統計資料でいきますと、独り暮らしをなさってみえる方が625

万人、それで、これは推計ですけれども、2040年でいきますと896万人、いわゆる900万人近く、これはあくまでも推定の数字ですので、そういうわけにはいきませんが、そういうふうが増えてきているという事実は変わらないと思います。

ここで、超高齢化社会ということで町のほうも独り暮らし、お年寄りが増えてきていることを認識していただいておりますけれども、独居老人の実態などを、国も本腰を入れて今年からか、さらにちょっと前ぐらいから入れかけてきたということですので、今までの高齢者という対策ではもう間に合わんのかなということですので、今日質問にさせてもらうことになったわけですが、今後、高齢者、独居老人を含んで、増え続けていくわけですが、ここで従来のやり方を踏襲するんじゃなしに、課題や問題点というのをやはりもう少し洗い出して、出てきておると思います。そういう意味で、町としても今後どういう施策を講じていくのが一番有効なのか、さらにはそういうふうに住みやすい社会ができていくのかということで、今日はどう進めていくのかという視点からご答弁をいただきたいと思います。

○議長(小林 豊) 北守議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 北議員から、まずは高齢者(独居老人)対策についてのご質問をしていただいております。

大変重要な課題であるというふうに認識をしております、やはり人生100年、生涯現役、健康で長寿のまちづくりの取組を一層進めていかなきゃならんと、こんなふうにご考えておるわけでございます。

いろいろデータもお示しをいただいておりますけれども、参考までに直近の、三重県下の中で玉城町の高齢人口の割合ですね、高齢化率でございますけれども、県平均が30.5でございますけれども、玉城町が29.1と、一番高い町では高齢化率54と、こういうところがございまして、低いところでは18.7と、こういうふうな若い方の多い町もあるというのが三重県の現状でございますけれども、やはり申し上げておりますように、元気で長生きしていただく、そして玉城町の今の現状はどうかということでございまして、大変町のために活躍をしていただいております高齢者の方が非常に多いというのが町の特色でございます。

議員もご承知でございますけれども、2学期が始まりましたけれども、子供たちの交通安全に立っていただいております、あるいは独り暮らしのお住まいの方に対する配食サービスをしていただいております、いろいろな活動をしていただいております。特に、元気ですたまき委員会の皆さん方が中心になって活動をしていただいております、こういうのが玉城町の現状でございます、ボランティアの方のほとんどが高齢者と、こういうことでございます。約300人を超えるボランティアの方が玉城町で活動をしていただいております。いろいろな議員もイベントにも参加していただいておりますけれども、元気ですたまき委員会等のそれぞれのブースの中でも、高齢者の

皆さん方が大変活躍していただいておりますのが玉城町の現状でございます。

そんな中で、具体的に町のまち・ひと・しごと総合戦略等で、その高齢者の方々がこれからも活躍していただけるまちづくり、その具体的な取組につきましても、先般、外部委員の皆さん方での評価もいただいたわけでございます。

もう一つは、2年ほど前から進めておりますところの高齢者の方々のフレイル、虚弱というふうな形の取組も新しく東京大学の飯島勝矢先生にもご指導いただいておりますけれども、その玉城町の取組の様子も、先般オンラインで先生とやり取りをしていただきました中では、玉城町の取組がすばらしいと、こういう評価もいただいております。具体的な施策も継続して取り組んでいくことが重要だというふうに思っております。

まずはそういったところで今掲げておりますところ、そして少しコロナの影響でいろいろな活動が停滞をしておりますけれども、これを復活しながら、高齢者の方々はもとより、子供さんから若い方々、全てがもう一度元気を出して、健康づくりを意識していただいております。こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 町長からかなり詳しく玉城の状況を説明、あるいは答弁いただいたわけなんです。ありがとうございます。

独居老人というふうに銘を打って今日は聞いておりますけれども、高齢者という意味では、いろいろな方で、元気ですたまき委員会さんを中心としてやっておられるということで、特に独居の場合は1人でお住まいなさっておるもので、健康面で特に大丈夫なんかな、お隣さん大丈夫なんかなというふうに思うことは隣近所ではたくさんあると思うんです。多分経験されておるんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で、健康面というか、倒れておらんのかな、どうかなということで、声がけとか介護ですね、それで買物ボランティアというのが前あったし、今もあるんじゃないかと思うんですけれども、ちょいボラという、そういうのがあるんじゃないかと思うんですけれども、例えばそういうふうなお一人世帯に声がけとか、介護とか、そういう必要なときというのは、何か施策というんか、どういうふうに今現状はやっておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） そうですね、いつまでも元気で暮らしていただけますように、健診の事業の勧奨、また健康づくり事業やフレイル予防についても力を入れていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） ということで、共生室、いわゆる役場のほうは、そういうことで

重点的にしていただけると。フレイル予防、健診等を積極的にそういう高齢者、独居老人の方にしていただけるということでご理解させていただきました。

最近、お一人で住んでみえると、健康面でといたらおかしいが、心の問題もあるんですけども、心臓がドキドキしてきたとか、あるいは階段から転げて落ちたんやけれども、誰もなかなか見てくれへんだとか、これはごく個人的な問題なんですけど、そういうふうな面で不安を抱えておられる方がおります。それで、従来から緊急通報システムサービスというのがあったと思うんです。これはペンダントサービスというのか、ある警備会社さんに委嘱して、それで何かあったときにはピーっと鳴らすという、そんなシステムはもう今あるかないかちょっとですけども、それとか、今町長のほうから配食サービスで一つのボランティアの会でやっておられます。そういうふうなことで、対面でやったり、民生委員さんがお伺いしておひとり暮らしのところは行っています。また、絵手紙も渡しています。

ということで、そういうふうな対面でやっておられるというのが実感として私は分かるんですけども、この頃はインターネットが非常に普及しました。物を買うのもインターネットで物を買えるもので、案外人との会話がなくなりましたよね。なので、そこら辺がやっぱりちょっと人と人との会話、対面というのをやっぱり重視していただくような事業というのを、今やっておられるのはそうやと思いますので、そういうことをさらに進めていっていただきたいと思います。

それから、もう一つなんですけど、この頃ちょっと私も全然あまり、業者さんのほうで見守りという、訪問サービスというのを月幾らでというのをやっておるんですよね。ご存じですか、そこら辺は。これは介護事業者さんとか、いろいろなところでもやっておられるんですけども、そういうこともやっぱり共生室のほうで案内していただくとかということをお願いしたいと思います。答弁はもう抜きにしますか。よろしいですか。

内閣府が今から10年前に、ひとり暮らしの高齢者の意識調査、いわゆる65歳ぐらいの方の調査やないかなと思うんですけども、この中で、自分の生活に非常に満足、ひとり暮らしは満足しておるんやと、気ままに生きたいんやと、子供たちに迷惑をかけたくない、これは高齢者の方ですと大体共通しておるんですけども、65歳ぐらいはこういう意識でおられると思います。これは80%ぐらいの方がそういう意識でおって、その政府のアンケート調査に答えておるわけなんですけど、ところがもう80から90になってくると、そういうわけにはいきません。

ということで、お年寄りの場合は、昨日良かっても今日急に悪くなるという、そういうふうな身体的な異変が起こるといふこともあって、1つここで提案なんですけど、前からも、もう既にやっておられるんですけども、成年後見人の制度、これというのは今かなり進めてもらっておりますね。それで、独居老人さんの場合はどうなんかなというのとは分かりませんが、障害をお持ちのご家庭とかいうことで、自分の代わりに信頼できる方を、裁判所から指名を受けた方が全てお金からやっただけの成年後見人とい

う制度があるんですけども、こういうことを独居老人のお年寄り、独居老人といったおかしいけれども、お年寄りの方に早めに勧めるというふうなお考えというんですか、そういうことは考えておられないのかどうか。これは提案ですけども、お聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 令和3年3月に、玉城町成年後見制度促進基本計画を作成しており、計画に沿って事業の推進を行っております。計画の中で3つの基本方針を定めており、1つ目として、制度に関する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり、2つ目で、制度対象者の早期発見と適切な支援につながる仕組みづくり、3つ目として、担い手を通じて安心して制度利用される地域づくりを基本方針として作成に取り組んでおります。

具体的には、一般住民向けの研修会や専門職向けの研修会並びに個人の相談ケースから制度利用が必要な方へつなげているところでございます。

それと、令和5年度におきましては、成年後見制度及び権利擁護支援について、町民の皆様により分かりやすく身近に感じていただこうと、三重県行政書士会コスモス成年後見サポートセンターと連携して、演劇による成年後見制度を学んでいただきました。また、町内居宅介護支援事業所及び相談支援事業所へ権利擁護支援に係るアンケート調査を実施いたしました。権利擁護を必要とする対象者の一番身近にいるプランナー、ケアマネジャーや相談支援専門員など、周囲の支援者がアンテナを張る環境づくりに取り組いたしました。

ご指摘のように、身寄りのない高齢者など、権利擁護支援または成年後見制度を必要とする方がますます増加することが予想されます。権利擁護支援を含めた自分自身の備えを高齢者自身が、また家族や支援者と共に考えるツールといたしまして、エンディングノートなどの作成を今後取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 令和3年、私、見落としておりましたので、失礼しました。

実は、成年後見人、これは行政書士会の中のコスモスというグループがあるんですけども、これはどういう手続をするかというのはご存じですか。成年後見人というのを受けたいというときに、本人がそういうふうに希望するというか、認知症になってしまった場合はご家族の方にしてもらうんですけども、答えは結構ですけども、これって物すごく相続に近いような、相続をせないかんような、そういうふうな手続も必要になってくるわけです。それで、最終的には裁判所へ申出せなあかんわけです。そのときに費用がかかるんですよ。そういう多額の費用を一独居の老人の方が支払うというのはなかなか難しいんじゃないかなと。それで、そういうふうなことをつくってもろうたとしても、やっぱり実質的にはそういうふうな運用というんですか、そういう人に

はこういうふうにしてあげようとかという、そういうものをやっぱり考えていただきたいと思うんです。それで、私どものグループの中にも、いわゆる司法書士さんや行政書士さん、あるいは弁護士さんもみんな入るんだと思いますけれども、そういう人たちも、受けた以上はお墓まで責任持たないかんと、こういうふうに言うんです。そこら辺まですごく重要な制度なんですよ。

そこを、やっぱりお金もかかるということで、行政にそういうふうにつくっていただいたのはありがたいけれども、やっぱりそういうふうな面でサポートできるような体制というのはお考えでしょうか。サポートというんか、そういう計画はつくりました。つくったけれども、やっぱり資金面とかいろいろなことを考えますとか、そういうふうなことまではしていないですか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 後見人制度を活用していただいて、その後、後見人になった方の報酬というのは、その方の預金額とか財産の一部を使用するという形になっておりますけれども、申請するときというのは、あくまでも個人さんの意思になりますので、補助というのはさせていただいておりません。ただ、独居老人で申立人が誰もいない場合は、町が代わりに申立人をさせていただく場合がありますので、今後そういうふうな制度を利用していただくためにも、先ほど議員が言われました補助というのが必要になるか分かりませんが、近隣の情報も確認しながらその動向に合わせていきたいなと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） これは一つの提案でしたもので、そういう形で受け止めていただきたいと思います。

それから、お年寄りの場合は、誰に聞いていいか分からんと。役場へ行くのはなかなか敷居が高い。それで、窓口へ行くのも高い。それで、本来やと共生室へ行きなないと我々は言うんですよ。言うけれども、よう行かんと。だけれども、やっぱり分かりやすいような、横でサポートしてくれるとか、あるいはパンフレットみたいなものを、このケースのときはこういうふうにしなさい、こういうときはこうしなさいと、そういうものを出すというか、何かパンフレットみたいな、若い方から見れば何やということかも分かりませんが、そういうふうなお考えはありませんでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 高齢者のためのガイドブックをただいま作成中でございます。ガイドブックは相談窓口、健康、家族の介護、住まい、成年後見人制度、認知症の支援などの内容を取り込んで掲載させていただく予定になっております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） ガイドブック、ありがとうございます。

玉城町の場合は、1つの部署でワンストップで共生室が全て介護からいろいろと、子供からお年寄りまでやっていただけますので、そこら辺はほかの自治体よりは非常に進んでおるんやないかと、こういうふうに私は評価しております。

次に、あまりここでどうのこうのということじゃないんですが、この間もちょっとあったんですけども、大雨警報が最近出ましたですね。これは質問でも何でもない、出たんやけれども、そのときにたまたま、あれは崖のハザードマップで出ておる世帯の方が、崖でしたか、ハザードマップか何か、高齢者の避難というのが出ましたね。出たですよ。そのときに、それが該当するとかそれとかなしに、これから先ですよ、いろいろな警報とかが出てくるんですけども、そういうときに、そういう独り暮らしのお年寄りの方に、何かそういうふうなするということはないんでしょうか。例えば事前に避難をさせる方法というか。

何でこれを聞くかという、例えば元気な方は自分で福祉会館まで行けると思うんですよ。行けない人はどうするのかなと、ふとそのときに思うとったんです。そこら辺は室長、どうでしょうか。

○議長（小林 豊） 北議員に申し上げます。

通告に沿って質問してもらわんと、もう答弁がかみ合わんと思いますんで、少しそこら辺を十分心がけていただきたいと思います。

○11番（北 守） はい、分かりました。それなら、今のはよろしいわ。

今のは私の心配しとったことで、多分役場のほうももう確認していただいております。

次に、質問のほうを進めさせていただきますと、高齢者のフレイルの問題で、最近町長のほうからも答弁いただきましたんですが、フレイルサポーター、あるいはフレイルの問題について玉城町は進んでおるんやないかと、進んでおるんやという外部からの評価もいただいております。

そこで、お年寄りのフレイルサポーター、これの活動と、それからもう一つは、認知症のサポーターさくらの活動も併せてお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） まず、フレイルのほうからになります。

令和5年2月に、フレイルの提唱者で東京大学、飯島勝矢先生をお招きし、キックオフ講演会を開催しました。

令和5年4月にフレイルサポーター養成講座を実施し、フレイルサポーターさんと共に、元気づくり会の参加者の方、昨年度は213名の方を対象にフレイルチェックを実施いたしました。このフレイルチェックの結果を基に、栄養・口腔でチェックがたぐさついた地区に向けて、歯科衛生士と共に地区を周り、健康教育を行うフレイル予防の啓発を行ったところでございます。

また、令和6年4月にもフレイルサポーター養成講座を実施し、34名のサポーターで活動に取り組んでいるところでございます。

6月、7月に34か所の元気づくり会に出向き、288名にフレイルチェックを実施いたしました。今回は、元気づくり会の参加者だけでなく、区長回覧やフレイルサポーターさんからの声かけにより、元気づくり会参加者以外の方も参加を得ることができましたので、今後、町の行事でもフレイルのチェックというのに取り組んでいきたいと思っております。

それと、サポーターさくらさんのほうになります。

サポーターさくらさんとは定期的にミーティングを行っており、フレイルチェックをどのように進めていくかとか、あと、今後どういうふうに活動を行っていくかというのを相談させていただいております。

フレイルサポーターさんたちの意見を大事にしながら、またフレイルサポーターさんの知識を高めていく機会を持ちながら進めていっております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） フレイルサポーター、あるいはサポーターさくら、お互いにそういう意味ではボランティアのグループでございます。大事に行政とも付き合いをしていっていただきたいと思っております。

それから、今、元気づくり体操ですけれども、各地域でやっておられます。これはいろいろな広報紙にも出ておりますし、福祉会館に行きますと各地域のそういうふうな写真等を載せていただいて、なるほどなというふうな活動も見せてもらっております。

あと一つ、立ち消えになって心配しておるんが、いわゆる各地域のサロンというのをやっておったんですね。これは社会福祉協議会ですので、行政がどうのこうのというわけではないんでしょうけれども、そのサロンの行方というのは、今後復活させるのか、地元で開所でやるとかという、そういうふうなことを援助していくということはないんでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 社会福祉会が行うサロン活動は、平成17年頃から行われております。地域の一人一人の充実した活動が可能となるように、地域福祉活動の支援を行うことを目的として行っております。

確かに令和3年のコロナウイルスの感染拡大防止で中止になったところというのもございます。ですけれども、一方で、今だから集いの場が必要という形で、新たに社協の活動支援が始まったところがあります。サロンの活動の本旨からは、各地域やグループの自発的な活動の運動熟成と社協などの支援のサポートが協調して行われるべきだと思っております。

初めは4か所ありました。ですけれども、2か所休止となってしまいましたが、2か

所新たにできましたので、4か所で現在活動を行っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） サロンは、単位的には一番小さな地元のグループです。それで、最近健康マージャンとか囲碁とか、かなり盛んにやっておられます。そうやって元気な方はそこへ出て行ってやられる。また、地元でお茶を飲みながらというふうなことで、自分の作ったそういう作品を見ながらいろいろなことをしておったわけなんですけれども、4か所というのは、69の自治会から考えると、ごくあれですけども、進めていただきたいなと。これはきめ細かく進めていただきたいと思います。

あと、フレイルとかそういうふうな健康面のほうを聞かせていただいたんですけども、社会的な側面からちょっと考えてみますと、前回にもお聞きしたんですが、ターミナル期をお迎えになって、亡くなられたと。そういうときに、お独りの場合、遺品とかそういうふうなものが置かれておったと。それを片づけするのに、相続人がおっていただければいいんでしょうけれども、おらん場合、さっき言うたように、役場のほうで手だてをするとおっしゃったんですが、そういうふうな短絡的な問題じゃなしに、もう少し深く何か考えておられるようなことがあったらお聞きしたいんですが、遺品、備品の片づけには非常に費用がかかるんですよ。そこら辺は前回にも空き家のことで聞きました。聞いたんですけども、そういうふうな独り暮らしの方がお亡くなりになられたときにはどうするかなというふうに思いますので、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） まず、独居老人の方がお亡くなりになった場合は、家族に連絡を取り、様々な手続を行ってもらっています。あくまでも家族がお見えになる方はこのようにさせていただいております。身寄りのない方の場合には、死亡届出は親族以外の届出人の資格のある方か、警察からの報告による手続になります。身元が判明している方については墓地、埋葬等に関する法律、また身元が分からない方については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により、行旅死亡人火葬等取扱業務委託料にて公費で火葬等を行っております。また、生活保護世帯であれば、保護費で賄っております。

あくまでも亡くなったときの手続はこちらのほうでさせていただいておりますが、遺品生理のほうまではまださせていただいておりません。が、空き家対策のほうで遺品生理というのは活用させていただけるかと思います。ただ、先ほども前段で言わせていただきましたけれども、お亡くなりになる前に、個人の意思の確認というのでエンディングノート、自分が亡くなった後どういうふうにしていただきたいという希望とか、人生の終末をどのように過ごしたいかという希望を書くものがエンディングノートになりますので、それを活用して今後取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 行政のほうもそういうふうなことで、最悪、いかん場合は、埋火葬の許可も町長の名前で申請する、あるいは公費で負担する。最悪の場合ですよ。そういうふうなことで今理解させてもらったんですけども、エンディングノートというのを大いに活用して、生前のときの気持ちをそこに書いてもらうということで、非常にいい取組やないかと思います。これも空き家対策のほうで聞かせていただきましたんで、補助金のほうはトータル的に考えるというふうに前は聞かせていただきましたんで、ぜひ前向きにこの問題は考えていただきたいなと思います。

それからもう一つは、独り暮らしで元気に出てこられる方というのはたくさんおります。いろいろと教育委員会で、今、社会教育なんかでも、文化協会系が25団体あるんですか。それで、玉城スポーツ協会のほうが10団体ほどあって、さらに老人会もあります。そんなことで、いろいろな団体が玉城町には育っております。

そこで、町長にお聞きしたいんですが、これは平成20年か21年、私のほうで認識が誤っておいたら許してほしいんですが、元気バスを今後も継続していくんかどうか、これは今すごく利用されておるんです。免許証を返納されておる方がおまして、福祉会館へ体操に来られるときはこのバスに乗ってこられる方がたくさんおります。ということで、町長にこの元気バスの事業の継続をするかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今回、北議員からも説明ございましたように、特に独居老人対策、健康長寿というふうなことのご心配のご質問、この元気バスは15年経過をいたしました。それはそもそもの目的がやはり独居老人、独り暮らしの皆さん方にできるだけ外に出ていただいて、外出を支援というふうな形で応援していこうという形で東京大学と取り組んで15年経過をしたと。それで、その中の成果といたしまして、医療費も抑制されてきておるといふような状況も発表されたりしておるわけでございます、もちろん継続をしております。

もう一つ、いろいろ議員もご承知のとおりでございますけれども、なかなか健康長寿の具体的な取組で、行動変容をしてもらうというのは、いろいろな仕掛けをしてもなかなか動いていただけないという、その現状がございますから、いかに工夫して、表現は悪いですがけれども、脅しではないですが、行動変容をしていただいて、幸せに暮らしてほしい、健康になってほしいと、こういうふうなことの工夫をこれからはしていかないかんと思っています。

今、参考までに申し上げますと、特に玉城町のこの15年の資料を参考にしながら、経産省、国交省が東京大学と一緒にあって、このデータを使いながら、地方の人口減少や全国各地の高齢化やいろいろな課題、公共交通の政策にどう国として生かしていくのかというふうなことを、先般も東大の教授においでいただいて今やり取りをしている最中

でございます。何とかしていろいろな課題解決のために、この海外からも注目をされて取り組んできました元気バス、これをさらに町の皆さん方にご利用いただいて、健康づくりに役立てていただきたいなど、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 町長にそこら辺のことをはっきりと言ってお聞きして、元気バスがいかにか利用されておるかということは、使っておられる方が一番よく知っておるんですけども、あと、これもイエスかノーかだけでいいんですけども、以前、同僚議員のほうからも、明和との接点とか停留所とかということでお話しいただいて、それがなつたということで、非常に喜んでおられる住民の方もおりました。それで、さらにまだ課題もあります。病院、伊勢の病院へ行きたいとか、明和病院行きたいとか、いろいろあるんですけども、路線の見直しを今後されるかどうか、ちょっと一言で結構です、しますとか、せんとか、考えますとか、もうそれで結構ですわ。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今までも、ご承知のとおり、あれはドンキさんですね、あるいはサンシさんですかね、具体的に伊勢市さんとか明和町さんと、こういうふうなことになりますけれども、それぞれの自治体さんのところの運行計画ともマッチすれば、できるだけ利便性を高めていく、その考え方は取り組んでいきたい、踏襲していきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） ありがとうございます。そういうことをお聞きして、独居老人の方も本当に健康でいろいろな行事に参加できるんじゃないかと思っております。

ちょっと時間も押し迫ってきましたので、農村公園の管理移管について、次に移らせてもらいます。

これについてはごく簡単に、農村公園というのはもうご存じのように、農業改善事業ということで、国策としていろいろこの地域、自治体に公園を造ってきたわけなんです、そこで、今の管理は自治区が管理されておると。そうなりますと、遊具も古くなったり危険になったり、まあ遊具点検はもちろんしています。だんだん管理ができないということで、自治区としても大変な思いをしておられるんじゃないかと思っておりますので、そこで町のほうが都市公園と同じような形で管理していただくという、そういうお考えはあるかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 北議員お尋ねの農村公園の管理ということで、所管する建設課のほうでお答えさせていただきます。

まず、自治区で管理が難しいと、この管理についてなんですけれども、この農村公園につきましては、公園遊具の保守点検であるとかにつきましては、都市公園法及び日本

公園施設業協会基準に基づきまして、年1回町のほうで実施させてもらっております。保守点検です。あわせまして、公園の安全使用の一環といたしまして、砂場の大腸菌群検査のほうも行わせてもらっております。また、自治区で管理する公園について、遊具の更新など維持管理費を対象に、50%以内ですけれども、補助制度のほうもございまして、町としては、この管理についても関わりを持った施設として位置づけておるということをまずは申し上げます。

あと、言われておりました都市公園と同等の管理のほうをとというようなお尋ねやっただと思うんですけども、そもそも都市公園につきましては、人々のレクリエーション空間であるとか、良好な都市景観形成のほか、いろいろな機能を持ち合わせておるもので、町内で住民1人当たりの敷地面積が定められておるという公共性のある公園、施設となっております。一方で、農村公園につきましては、先ほど議員も言われました地元のというような中で、公園を竣工した翌年に、地元へ向けて施設の譲渡契約のほうを交わしておるんですけども、その際に、規定の中で公園の利用の範囲を、主な利用者を農村在住者、区民及び関係者等と定めておることから、今後も町の補助制度を活用するなり、地元において管理をお願いしたいというふうに考えております。

また、今後の管理の方向性というご質問もございましたけれども、こちらについて、現在のところ、この管理体制を見直す予定は、申し訳ないですけれども、ございません。ただ、近年の公園利用のニーズや少子化、時代の変化等によって、以前の農村公園というところから望まれるものも変わってきておるといふふうには感じております。自治区において今後改めてこの地元の憩いの財産の在り方を考える時期が来ておるのかも分かりません。また、これによって公園をこんなにしたとか、こんな在り方をというようなことを示していただければ、町としても補助制度の活用等、相談のほうをさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 今の段階ではやりませんとはっきり答えていただきましたので、それで結構です。

それから、もう時間も時間ですので、3番目のほうに移らせてもらってよろしいでしょうか。これにつきましては、これもはしょってするんですが、原則的に、いつも広報が出ております。私が議員に初めて出たときに、初めての質問はこれやったんです。伐採のことについて。それで、それについては誰が責任を持つのかという話もしました。これは法律的には町がせないかん、維持管理。ところが、この広報は毎年出ております。この広報の中に、道路などへ樹木が張り出している方は所有者がしてください云々と書いてある。これは原則そうなんです、そんなことで、この1点だけお聞きしますが、これは道路上にかぶったもの、もちろん通学路もそうなんです、かぶった樹木については誰がするのか、そこだけお伺いします。もう時間もありませんので。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 端的に申し上げます。樹木の伐採につきましては、所有者のほうで実施していただくものであります。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 前の話やで、あれですけども、今現在の考え方はそうなんですよね。そういうことで、あくまでも所有者が管理をすべきやということで、道路障害になったとき、ちょっと2レーンは飛ばして悪いです。道路障害というふうになったときはどうなんでしょうか。緊急性のあるものはやっていただけると聞いたんですけども。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 申し上げたように、所有者による伐採が原則ですけども、今議員申された道路の通行上、危険性、緊急性がある場合、あと、所有者の所在が分からない場合とかですね、そんな場合には、通行に支障となる範囲に限って、やむを得ず町で処置のほうをさせてもらう場合もございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 北議員。

○11番（北 守） 確かに建設課のほうもそういうふうな認識でおられるし、所有者も1人じゃなしに、道路上にはいろいろな方の所有者がありますよね。それを調べていろいろなことをしていくと大変なことです。こういうふうなことで今までもやってきていただいんですよね。所有者が原則伐採するというので、分かりました。

今日はフレイルのこと、高齢者の独り暮らしのを中心にお話しさせていただきましたので、後の2点目、3点目はちょっとはしょったような形になりましたんですが、以上で高齢者の独居老人対策について、2点目は農村公園の管理について、3点目は道路の通行障害となる樹木の伐採について、この質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（小林 豊） 以上で、北守議員の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時にさせていただきます。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○副議長（前川 さおり） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

〔4番 福田 泰生 議員登壇〕

《4番 福田 泰生 議員》

○副議長（前川 さおり） 4番 福田泰生議員の質問を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番（福田 泰生） 4番 福田。

それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、私からの質問ですが、大きく2つございまして、1つ目が、町税や各種料金のスマホ決済アプリによる支払いについて。

もう一つが、玉城町におけるカスタマーハラスメントの対策についてということになりまして、この2つでございます。

まず、大きな1つ目に早速入っていきたいと思います。

町税や各種料金のスマホ決済アプリによる支払いについてでございますが、現在、例えば、軽自動車税でありますとか固定資産税、あと水道料金、そういった各種支払いになりますと、よくイメージできるのが、納付書が家に封筒でぺろっと届きまして、それを出して料金を確認して、現金を持ってコンビニとか金融機関でもって納付すると、こういった方法がイメージに起こりやすいのではないのでしょうか。ただ、現在は、多様な納付方法もできるようになってまいりました。この中で、インターネットバンキングを使った納付方法があったり、あとはクレジットカード、これを登録しておいて納付するといった方法もあります。

そして、今回取り上げさせていただきましたスマホ決済アプリによる支払い、これも可能となっております。このスマホ決済アプリの内容については、また後で説明させていただきますのですが、このスマホ決済アプリによる支払いというものが、現在、町の中を見ても、支払いが私たちが生活する上でもかなり身近なものとなってきております。コンビニやスーパーなんかで支払いの列に並んでいますと、前の方がレジに向かってスマホをかざして支払いを済ませていると、そういった場面に遭遇することも皆さんあるんじゃないかな、このように思います。こういったことが町なかでも広がりを見せますと、やはりこれが身近な存在ということを経験せざるを得ないということになってまいります。

玉城町におきましても、スマホ決済アプリによる町税や各種料金の支払い納付についてということで、町のホームページにも掲載されております。そこで中身を見ていきますと、現在取扱いのできるスマホ決済アプリというのが載っております、3つございます。ちょっと紹介させていただきますと、バーコードPay、PayB、PayPay、この3つと現在なっております。町民の利便性向上と住みやすさ、住み心地向上、これを町でも掲げておりますが、さらにこれを向上させるためには、スマホ決済アプリを増やすことも必要なのではないかと、このように思いますが、今後の展望、こういったことをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 福田泰生議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 福田議員からスマホ決済アプリについて具体的なご質問をいただいております。担当から答弁をさせますけれども、まずは、今の町の取組等の状況なり、動きについて私のほうから答弁をさせていただきますが、ご質問にもございましたように、日常社会におきましてスマホ決済アプリの支払いの動きがもう出ておるというのが、今社会の情勢になっておるわけでございますけれども、特にこの国におきまして全国の地方公共団体にも呼びかけがございますけれども、公金の収納の事務の効率化、そして合理化や、さらに住民、民間事業者によりますところの公金の納付の利便性を向上させると、こういうふうな観点から、令和5年3月でございましたけれども、国のほうから地方公共団体への公金収納のデジタル化に向けた取組方針というものが出されましたわけでありまして。そしてその指針には、全国的に共通の取扱いとするものの納付については、共通の仕組みによってe L T A Xを活用できるように検討すると、そして、スケジュールは、標準準拠システムの移行時期の7年度末までとして、遅くともe L T A Xの更新時期の令和8年9月には公金の収納を目指す、こういうようなことに指針として方針が出されているわけでございます。

さらに、実施方針には、いずれの市町村においても、相当量の取扱いのある国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとしてe L T A Xを活用した納付ができるように重点的に要請をすると、こういうことであります。そして、その性質上、納付者が広く所在する公金、道路占用料などについても、全国的に共通の取扱いとしてe L T A Xを活用した納付ができるよう、重点的に要請を行うというふうになされておるわけでございます。それが実施方針にあるわけございまして、玉城町におきまして、デジタル戦略推進計画に基づいて、今年の10月には書かない窓口手続案内の導入に合わせ、諸証明料のキャッシュレス決済の導入を予定しておる状況でございます。その準備を現在進めておるわけでございます。個々の料金などの詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をし、答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（前川 さおり） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課 梅前。

それでは、私のほうからは、現在の税の納付の状況についてご説明をさせていただきます。

議員がおっしゃられる納付書や口座振替、クレジットカードで現在納付ができておるわけなんですけれども、こちらのほうの年間の処理件数なんですけれども、大体延べで7万件ほどの処理をさせていただきます。この割合なんですけれども、納付書によりますものがおよそ全体の6割、口座振替によるのが3割で、クレジットカードによるのが1割というのが中身になっております。また、質問にありましたスマホ決済というのは、

こちらの納付書の部分に分類をされます。

また、お支払いはホームページと併せて、現在、各家庭に来る納付書の裏面にも、税金を納めていただくところというところに、スマートフォンアプリについては、言われましたバーコードPay、Pay B、Pay Payの3つが使用できますというふうに記載をされております。

また、先ほど町長も申されたんですけれども、全国の自治体、地方公共団体が協働して運営する地方税共同機構というのがございまして、こちらでも税の納付のほうが可能となっています。また、こちらのほうでそういった掲載アプリを使用して納付ができるのが、昨年からこういった決済アプリ、納付ができるようになっております。

以上が現状でございます。以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） ご答弁いただきましたが、現在は、バーコードPay、Pay B、Pay Pay、この3つと、スマホ決済アプリについては納付書にも書かれているということでございますが、今後の展望、お聞かせいただいた中で、では、今後どういった、増えるということで方向性を確認させていただきましたので、具体的にはどういった決済アプリが増えるのか、これをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課 梅前。

先ほど説明させていただいた地方税の共同機構のほうで、この決済のアプリも取り扱っておるというふうに説明させていただきましたけれども、こちらの機構の取扱いアプリのほうなんですけれども、今現在がau Pay、楽天Pay、ファミペイ、エフレジ、モバイルレジ、アトメ、ウォレットプラス、Pay B、d払い、あと、地方銀行のほうでもいろんなアプリがあるんですけれども、こちらのほうでも取扱いが可能というふうになっております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 先ほど、答弁の中でかなり多くの一般的には聞きなじみのある決済アプリ、この名前が出てきたということは、今後、今までですとこの決済アプリ、スマホの今の入っているアプリでは料金の支払いができなかったんだというものが、今現在スマホの中に入っている決済アプリを使って、今後は納付書を読み取って、それで支払えるということになってくるんだなという確認ができたと思います。これはたくさんの決済アプリ、先ほどご紹介いただきましたが、これはシステムの段階を踏んで徐々に増えていくものなのか、それともシステムが組まれてそこに乗っかれば、先ほどご紹介いただいた決済アプリが一気に増えるのか、この辺はどういうふうになっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課 梅前。

ご質問いただいた中に、先ほどお答えした全国で決済アプリが使用できると答えたんですけれども、それはあくまで納付書にQRコードがついておらないと、これらのアプリの認識ができないような状況になっております。これまでですと、お支払いの金額があって、その納付書のどこかにバーコードがついておったと思うんですけれども、このバーコードとは別にQRコード、1センチ5ミリ四方の四角いものなんですけれども、こちらがいわゆるこのeLTAXを利用してのeL-QRコードというふうに申すんですけれども、こちらのQRコードはこの納付書についておったら、この先ほど私が申し上げました様々な決済アプリを使用して納付ができるということになっております。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 先ほどご答弁いただきました。納付書にeL-QR、なかなか聞きなじみのない名前なんですけど、もともとはe-TAXというのは聞きなじみがあるように増えてきたんですね。年末にかけまして確定申告になりますと、e-TAXで確定申告をするということがあるんですけど、ちょっと頭の文字が変わりまして、e-TAXではなくeLTAX、小さい小文字のeに大きなL、これがeLTAXで、地方税のシステムのインターネットのシステムだということのQRコードということで、eL-QRということになるんですけど、その納付書に記載されていれば納付が可能だというものなんですけど、では、その納付書、QRコード、eL-QRの記載もそうなんですけど、裏面にどういったアプリが決済可能なんですよということを書かれていると思うんですけど、その印刷とか印字も随時変えていかないと、払えるといったところで、裏にこれだけのスマホ決済アプリでしか納付は可能じゃありませんよと書かれていけば、駄目なんだという認識をしてしまって納付はされないと、今までどおりの現金での納付とか、そういったことになってしまうかも分かりませんので、これは印刷、印字などを変更して、それを納付をもって徐々に変えていくのか、それとも一気に変えるのか、どういうふうなタイミングで変えていくのか、そういったことが展望がございましたらお答えいただけますでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課 梅前。

まず、固定資産税と軽自動車税についてなんですけれども、こちらの2つの税につきましては、先ほどお答えさせていただいた町のバーコード決済であるとか、eL-QRを用いた決済アプリの利用は可能なんですけれども、現在、住民税についてはこちらの利用ができない、全国地方税のほうのeL-QRのほうは印字できないような状態になっておまして、ですので、先ほど言わせていただいた決済アプリは、固定資産税と軽自動車税のみが現在使用できるような状態になっております。

この住民税のほうは、令和7年度の秋頃に開始をさせていただいて、令和8年度の通

知文から利用が可能となっています。また、固定資産税と軽自動車税についても、今年度ちょうどこの時期に固定資産のほうも解消になりますし、またちょっと軽自動車のほうも間に合わないかもしれないんですけども、その納付書を印刷の時期に間に合うようであれば、こういったことの決済アプリが利用できますというふうな文字は入れさせていたいただきたいなというふうに思っておりますし、また、ホームページのほうでもこの決済アプリが利用できますというふうな周知はさせていただこうかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 先ほど、ホームページにも掲載をして増やして周知していくといったご答弁がございました。さらに、現在のホームページ、ずっと見ていますと、さらに決済アプリのところ、何が決済アプリをもって納付できるのかという、こういった料金の部分の一覧があるんですね。それを見ていますと、現在ですが、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、それから後期高齢者医療保険料、保育料、保育給食費、水道料金、こういった様々なものが書かれております。

先ほどe L-QRでということになりますと、軽自動車税と固定資産税だということでご答弁いただきましたが、ここからさらに増やしていく計画があるのかということと、増やしていくということでお伺いしておりますが、どういうふうに増やしていくかということは結論が出ているんですけども、増えたときのアナウンスの仕方、ホームページ、それから納付書は変えていくんだということでお聞きをしているんですが、さらにアナウンス、広報活動をしていかないと伝わらないんじゃないのかなというところもあるんですが、そういったことをお考えでしたらご答弁願います。

○副議長（前川 さおり） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課 梅前。

税ですと、大体年明けに確定申告があるんですけども、その前の段階で年末ぐらいに、この次の確定申告のいろいろな周知をさせていただくことがあるんですけども、そちらのページの一部、当然こういった納付の方法、こういった新しく納付の種類が増えていきますよという、こういったPRは当然させていただかないといけないというふうに認識はしております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 私が今までちょっと質問させていただいた部分とご答弁いただいた部分、いろいろあるんですが、やっぱりベースとなるのが、令和元年10月から稼働しました地方税共通納税システム、これはインターネットの部分ですね。それから、電子申請が可能になったことやインターネットを利用した地方税のシステムのある、先ほど申し上げさせていただきましたe L TAX、こういったことによって今後システムが

改修されていったり進んでいったりすることによって、スマホの決済アプリが増えたり、それから払える税金や納付できる各種料金、こういったものが今後増えていくというような予想ということで、私の認識が間違っていないか確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課 梅前。

おっしゃられるとおり、地方税の申請や申告については、eLTAXを用いて今後も推進されていく予定でございます。議員もおっしゃられたように、地方税はこのeLTAXで、国ではe-TAXという名称で様々なそのシステムで運用が今現在されておる状況です。国のほうでは、来年度の令和7年末の予定で、住民税の申告をこのシステムを利用して申告ができるよう、計画をされております。

また、納付についてなんですけれども、令和8年度には、全ての地方税、住民税、固定資産税、軽自動車税、こういったことが電子決済で可能になることが予定をされております。

また、軽自動車なんですけれども、この納付によって、これまでは納税の通知書を持って車検に行っておったんですけれども、今はもうその情報も全て電子で飛んでおって、車を持っていくとこの人は納税されている、されていないというような状況も分かるようになっておりますし、また、今回の補正のほうでも計上させていただいたんですけれども、2輪のほうもそういった仕組みになるというふうに予定がされております。そして、現在郵送をさせていただいております納税通知書が各ご家庭に送付をされるわけなんですけれども、こちら、これはちょっとまだいつまでという期限はまだ決まっていないんですけれども、こちら電子化に通知が変わっていくというふうな計画になっております。

また、関連しまして、町のほうの計画を申し上げますけれども、町の窓口で、例えば、住民票を取ったり所得証明を取ったりすると、今現金でお支払いはいただいているんですけれども、こちらのほう、電子決済で納付が可能ということをしてしております。これは、先ほど町長もされましたように、書かない窓口が10月頃できるように今予定をしているわけなんです、その書かない窓口の仕組みと併せて窓口でもそういった電子納付が可能になるように計画を進めておるところでございます。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 私もちょうどその文言を発言させていただこうと思ひまして、今回の補正予算のほうで、DXの部分ですね、デジタルトランスフォーメーションの部分で書かない窓口、これが予算として上がっておりますし、納付書の電子化、今は現在紙で来ていますけれども、それが納付書もなくなる、ない部分が出てくるということです。

質問の中にもありましたが、スマホの決済アプリというのはもうかなり身近な存在にはなってきております。今現在は納付書、紙がありますので、納付書を持って、お金を持って、お金が手元になれば銀行なりATMなりコンビニなりでお金を下ろして納付をしているというところでありましたが、その場合ですと、時間が外れると手数料がかかるんですね。こういったこともなく、納付書とスマホが手元にあれば、どこにいても納税したり各種料金が支払える、さらに納付書が電子化されれば、その納付書がない状態でも電子で送られてきますので、もうスマホが手元にあれば、出張先であろうが仕事先であろうがどこでもいつでも納税ができるという、かなり便利な状況になるのではないかなというふうに思います。これがしかも遠い将来ではなくてかなり近い将来、もう計画も明確に時期も示されておりますので、これに乗っかっていくともうすぐだということが示された状況でございます。

この便利な状況を広げていただいて、それから書かない窓口、この部分も併せていって、町民の皆様の現在の満足度、これを高めていくということが必要ではないのかなと思います。そうすれば、現在のお住まいになられている皆様方がもうぼんぼんと手元でできるということですので、今まで正直ちょっとなぜスマホ決済できないのというお問合せもありましたので、これでかなり前に進める、それからストレスなくいけるのではないかなということでございますので、徐々にではありますが、段階的に進めていただいて、確実に一步一步前進をお願いしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目でございますが、大きな2つ目です。玉城町におけるカスタマーハラスメントの対策についてということで、質問をさせていただきます。

質問の大きな2つ目ですが、かなり質問の内容としては大きな話なのかなというところもでございます。今日の日付からはちょっと遡ること、7月19日までちょっと遡らせていただきますが、7月19日に厚生労働省からこういったアナウンスがありました。従業員をカスタマーハラスメントから守る対策を講じるよう企業に義務づける方針を示す、こういったことがありました。さらに、その中では、病院、学校、福祉施設、そういった公共性の高い施設にも同様に義務づけるという報道がありました。これは言い切っていますので、かなりきついのかなという状況です。それから、施設名もはっきりとアナウンスされております。病院、学校、福祉施設、もうこれは言い切っていますので、この部分をちょっと注目して次に進んでいきたいと思います。

さらに、三重県におきましても、7月23日でございますが、カスタマーハラスメントを防ぐための条例制定、これに向けて議論を進める推進本部の初会合が7月23日に開かれております。推進本部や懇話会の議論も踏まえまして、今年度中に骨格案を示す方針であるということで、アナウンスがこちらもされております。

ほかには、ニュース、報道などを見ておりますと、かなり前にはなりますが、輸送業界におきまして、今までトラックの荷台の後ろとかにはドライバーの名札、名前がペ

とっと貼りつけてあったり、示してあったりしたんですが、多くの運送会社におきましては、そのドライバーの名札を廃止するといったことも報道がございます。これは、乗っているドライバーの個人の情報を特定されるのを防止したり、あるいはドライバーの名前が明らかに女性と判断できるような名前が車に掲げられておりますと、あおり運転の被害に遭ったりと、そういったことも防ぐようなことをしているという企業もございます。

このように、官民全てにおきまして、全国的にカスタマーハラスメントに対する取組が現在始まっております。そんな中で、玉城町の現在の取組、どういうふうなことを進められているのか、これをお聞きしたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

まず、玉城町役場におけるカスタマーハラスメントの取組といたしましては、8月20日に役場本庁、教育委員会事務局、保健福祉会館、病院老健事務局に勤務する行政職と各保育所の管理職を対象に職員研修を実施しました。その中で、クレームやハラスメントに対処する方法などを学んだところでございます。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 先ほど答弁いただいた中で、カスタマーハラスメントの講習が8月20日に行われましたと、その受けられた方、管理職とかそういった方だということなんですが、職員全員受講されたわけではないというふうに認識しております。それでは、その受けていない方へ、日程上受けられなかった人へどういった対応をしていくのか、どういった伝え方をして情報を共有していくのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

今回の研修につきましては、正規職員を対象に実施したもののなのですが、窓口業務を担当する職員につきましては、会計年度任用職員もおりますので、今後はそういう方を対象に研修をしていきたいと考えております。また、今回の研修した内容につきましては、各課長から課内のほうにも周知をさせていただいておりますので、今後そういう研修を強化していきたいと考えております。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） これからまた各職によって講習、研修が進んでいくということなんですが、こういったカスタマーハラスメント、各種いろいろハラスメントはありますが、共通した認識を持つことが大切だというふうに私は考えておまして、町長、副町長を含め、教育長も同様に同じようなカスタマーハラスメントというような認識を同じように持つ必要があると思うんですが、町長、副町長、教育長に関しても、今後こういった講習を受けられる、研修を受けられる、それから、同じ認識を持って共有してい

くというふうな方向はあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

特別職に関しましては、特別職の研修と町村会を通じるとか、いろんな形の中で研修もごさいます。そういう中でのカスタマーハラスメントに対する研修というふうなことも受講をいたしますし、また、先ほど内山課長のほうから申しあげました8月20日の研修会につきましても、私も講師の先生とお話をさせていただきながら、職員と同様に受講をさせていただいたような状況であります。

以上でございます。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） ありがとうございます。

今後さらにここからカスタマーハラスメントの講習、またいろいろ変わっていくかと思えますけれども、研修等を進められるということをお願いいたします。

それから、7月に入りまして、県内の各自治体から、これも各種報道があったわけでございますが、名札の表記を変更すると、こういったアナウンスが非常に多く入っています。これはカスタマーハラスメントの対策の一環として行われるものであるということで、名札に書かれているフルネームの名前、それを基に個人情報特定され、SNSなどを通じて中傷されたりする、そういった被害が減ること、防止することを狙ったものだということでございます。実際にこういった被害が県内で確認されているということ聞いております。

内容でございますが、役所職員の身分証明書、名前とかフルネームですね、漢字記載で写真がついているものをスマホの写真などでぱしゃっと撮って行って、それにSNSで文言を付け加えて中傷したりすると、あるいは個人を特定されたりすると、住所なども特定されたりするといったことでの被害が確認されているということで、報道では出ております。

実際に、では、こういったところの自治体によってこの名札の変更を行っているのかということで、ちょっとご紹介させていただきます。松阪市におきましては、7月より職員約2,000人の名札を平仮名だけの表記に変更すると、そして、県職員につきましては、職員約6,500人を対象に、8月より名札の名字だけを平仮名にして、原則変更となっております。さらに、四日市市におきましては、名札の変更の方針を固めております。今後実施していくと、実施時期は明確にはしておりませんが、方向を定めておりますと。

このように、カスタマーハラスメントの対策の一環としまして、名札の変更の流れがございます。ただ、公務員という特性上、相手に安心感を与えるといった場面も必要でありますし、場面によって身分を明確に示すということも必要ではないかということで、私は感じております。流れに乗っていきますと、全て名札を平仮名表記で名字だけ

に変更していくんだと言いたいところなんです、そうもなかなかいかないんじゃないかというところは、私、考えております。

では、今後、どういうふうに進めていけばよいのかといったときに考えましたが、現在の使用しているフルネームの表記、そして写真つきの名札、これは残しつつ、もう一つ新たに平仮名だけの名字表記の名札を新たに作成しまして、職務の場面に応じて使い分けると、そういったことで進んでみてはどうかと思うんですが、そういった検討はいかがでしょうか。

○副議長（前川 さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

議員おっしゃるように、名札の表記を変更するあたり、職員がトラブルに巻き込まれるリスクが軽減される可能性は十分あると認識しております。今後、おっしゃるような名札を使い分けるといった方法も一つの方法だと思いますので、今後そういうことを検討していきたいと考えております。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 今後検討といったことでご答弁いただきました。

質問の冒頭にも申し上げさせていただいたとおり、国においても、さらには県におきましても、県においてはカスタマーハラスメントの条例を今年度中に骨格案を示すとはっきり申しておりますので、何もそのまま進まないということはかなり難しい、それはいけないということで考えておりますので、検討をさらに一歩進んで計画を立てて進んでいっていただけるようにお願いします。お願いベースになってしまいますがよろしくをお願いします。

次に進ませていただきます。

次は、電話によるカスタマーハラスメントの対策の現状と今後についてということで伺いさせていただきます。

電話によるカスタマーハラスメントの対策ということですが、もちろん現場に、役場内に電話、多くございます。もちろんかかってくること、ございます。その電話なんです、かかってきた場合、当然、相手の顔、表情、見られません。それから、身分を名乗らなければ、誰がかけてきたのか分からないといったことがございます。そうしますと、電話という特性上、カスタマーハラスメントというものが起こりやすいと考えられております。

現在、電話でのカスタマーハラスメントの対策というものについて、有効であるという考えが持たれているのが、自動通話録音並びに通話前の録音告知メッセージ、いわゆるこの通話は品質向上のために録音させていただいておりますと、こういうアナウンスが流れる電話ですね、これが有効というふうに言われております。これらはカスタマーハラスメントの対策だけではなく、通話の振り返りも可能です。録音機能がついていますので、聞き直すということができます。その振り返りができますと、町民サービスと

しても有効なのではないかと、このように考えているんですが、導入の検討について伺いたいと思います。

○副議長（前川 さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

まず、電話によるカスタマーハラスメントの状況でございますが、役場にかかってくる電話で多いのが、やはり長時間にわたるクレームや業務に関係のない話などが主なものとなっております。これらを防止するため、電話の録音というのが有効な手段であることが考えられますので、他の自治体の状況などを参考にしながら今後検討していく方向で考えたいと思っております。

以上です。

○副議長（前川 さおり） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 他の自治体、参考にとということですが、県の動き、国の動き、そういったものも全部トータルして今後進んでいっていただくようお願いいたします。

質問の中でもございましたが、国、自治体、一般企業まで含めて全体的にカスタマーハラスメント、こういったものの取組というのは対策が進んでおります。玉城町におきましても取組をさらに進めていただくことをお願いいたします。

結びとなりますが、本日は2つの私から質問させていただきました。最初の質問、それから2つ目の質問におきましても、役場の対応力向上も含めましてですが、町民の満足度が向上しますとこれが波及しますし、それがいろんな形、今SNSとか噂話だけではなく、それが人づてに伝播していくといったことがありますので、そういったことが玉城町、しっかりできているよ、いろんなこと進んできているよ、スマホで決済で料金いろいろ払えるよ、便利だよということが伝わりますと、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、玉城町の人口減少のブレーキをかける一因にもなるんじゃないのかなと、関係人口、移住人口も増える一因としても何とかつなげていきたいという思いもありますので、現在からさらなる向上をお願いしまして、本日の私からの一般質問を終了させていただきたいと思っております。

○副議長（前川 さおり） 福田議員、恐れ入ります、遑って申し訳ないんですが、教育長から、教育長に対しての質問がありましたが、教育長からご答弁いただけていませんが、よろしいですか。

○4番（福田 泰生） 忘れていましたか。

○副議長（前川 さおり） はい。多分、カスタマーハラスメントのところで。

暫時休憩します。

（午後1時44分 休憩）

（午後1時44分 再開）

○副議長（前川 さおり） 再開します。

○4番（福田 泰生） それでは、先ほどの内容ですが、研修とかそういったカスタマー

ハラスメントの研修ですね、これは町長、副町長、教育長も含めて今後受けられるということで確認しましたので、これで私からの一般質問を終了させていただきます。

○副議長（前川 さおり） 以上で、福田泰生議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

（午後1時45分 休憩）

（午後1時55分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○副議長（前川さおり） 次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。今回の質問事項は2つです。

1つ目に災害対応について、2つ目にワクチン接種についてを伺います。

まず、質問事項1つ目の災害対応について伺います。

お正月の能登半島地震の発生では、半島という地理的条件による被害や復旧活動への影響が指摘され、紀伊半島でも同じことが起こると予想されています。また、先月の南海トラフ巨大地震注意報では、改めて災害に対する準備ができているかチェックするよい機会になり、先週までの台風10号で地震以外の災害にも準備ができているか意識されたかと思います。これをきっかけに様々な災害関連の計画を見直されたり、新たなシステムを導入する検討をされていると思います。

今年度の予算で導入する防災トラックトイレは大きな決断であったと思いますが、そのほかで能登半島地震以降に計画されている災害関連事業があれば、お伺いします。

○副議長（前川さおり） 井上容子議員の質問に対し、答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 井上議員からの質問に対して、まず私のほうから答弁を申し上げます。

災害が全国各地で発生をして、その災害の教訓を生かしていくということは大変重要だというふうに思っています。つまり、それに基づいていろいろな備えをあらかじめ講じていかなきゃならんということでもあります。

ご承知の能登半島地震では、玉城町からも職員7名を派遣をいたしました。そんな中で報告を受けたわけでありますけれども、改めて平常時からの自助、共助、地域のつな

がりが重要であると、こういうふうなことの職員からの報告を受けておるわけでありませし、また、先般の九州宮崎日向沖での南海トラフエリアでの発生地震によるところの南海トラフ巨大地震注意報が発令されて、そして、この地方でも特に南海トラフのエリアというふうなことでございますから、多くの方々が自覚をされて、すぐからガソリンスタンドやいろんな飲料水の確保やそういうふうなところで行動されたというふうなことを伺っておるわけでございます。大変自覚を持って動いてきていただいているということは結構なことだと、こんなふうにしておるわけでございます。

もう一つは、もう度々このことは議員の皆さん方でご了承いただいて、予算措置もして、そして、それぞれの避難所運営マニュアルなり、いろんな活動の中でもお願いをしとるわけでございますけれども、特に今進めております耐震化等の推進、家具の転倒防止のところのいろんな補助対策、そういうふうなものを町として講じさせていただいておるわけでございますから、そういったところをさらに地域の皆さん方にもご理解をいただいで、一層自助、共助の取組を進めていきたい、こういう考え方を町として持っておりますので、どうぞ議員の皆さん方におかれましても、今後も引き続きのお力添えを賜りたいと、こんなふうにして思っています。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 耐震シェルターは今月の広報たまきにも最初のページに掲載されていて、挿絵ではイメージしにくいと感じたんですけれども、能登の災害後、頻りにテレビで特集されていまして、住民の皆さんも注目しておられると思います。

最近では、耐震シェルター、広報たまきは耐震ベッドも対象というふうにして書いてあったんですけれども、耐震テーブルというのも商品化されておまして、購入補助をされている自治体もございます。補助の出る商品も耐震性能によって限定されているようです。

玉城町でも今後新たな耐震商品が出たら、効果のあるものは条件を広げていただくことはできるのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（前川さおり） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

議員からお尋ねの耐震シェルター、これにはベッドであるとか、テーブルであるとか、いろんな形状を問うものではありません。基本的には住宅内に設置することで住宅が倒壊してもその住民が生命を守るということが目的となっております。

ここで、補助の対象ということでのことになってくると思うんです。何でもかんでもいいのかということでは当然ありませんので、玉城町でも、こちら、補助対象としとるこのシェルターと呼ぶものについては、三重県型の仕様基準というのがございます。こちらの基準を満たしているもの、また、三重県以外にもほかの自治体において一定の評価がなされ、実績のあるもの、あと、最後に、公的な機関における試験により補助対象としての強度を保つものということで基準を設けております。

言われましたように、耐震シェルターの中の耐震のベッドというのこそ広報等で明記させてもらいますけれども、形状が変わるということで、同一の目的、同一の性能ということでしたら、テーブル、またそれに代わるものも今後対象としていきたいと考えております。

○副議長（前川さおり） すみません。暫時休憩します。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時04分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

井上議員。

○7番（井上 容子） では、次の質問の避難所運営について、2点、福祉避難所と自主避難所のことについて伺います。

まず、福祉避難所についてですが、既に何度か設置訓練をされていらっしゃると思います。福祉避難所設置訓練は精神的な取組で、専門の方からは高い評価を受けている事例です。最近の訓練でも問題点が幾つか洗い出されたと思います。福祉会館は慣れない方ですと、トイレに行くのに迷うことがございます。訓練の後の評価でどなたかがおっしゃっていましたが、福祉会館は構造が複雑だったり、出口がたくさんあって自由に外に出てしまえるので、安全を確保することが難しいとのことでした。

こういったことを含め、町として改善していく内容や町民に周知していくべき内容を伺います。

○副議長（前川さおり） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

年1回の福祉避難所訓練を実施して、今年の3回目の訓練をさせていただきました。7月28日に訓練を3回目させていただきました。そのときの訓練な主な結果といたしまして、先ほど言われましたけれども、福祉会館の見取図は配置していますけれども、会館に不慣れな方は迷子になりやすいというのも指摘されました。

あと、一般避難者と福祉避難者が同一の建物になってもおりますので、一般避難者が福祉避難者のほうに渡らないようにも注意喚起が必要だということも指摘されました。

あと、要配慮者の方の多くは感染症に対して脆弱になるため、その方の専用のスペースをつくるのも考えたほうがいいかなということも教えていただきました。

あと、夏場の福祉会館ですと、夏場の熱中症対策ということも大変必要になってくることですので、具体的に備品など、今後検討していったほうがいいんじゃないかということも指摘をいただきました。

こちらのほうといたしましては、改善できるところは速やかに対応していきたいと思っております。

また、地域ケア会議を通じまして、福祉避難所マニュアルのほうを見直しをさせていただき、今後、検討させていただきたいと思っております。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 私も今回初めてこの訓練に参加させていただいたんですが、暑い中の大地震という設定の中、大半の方が冷房の効かない状態や水道が使えず、調理器具や衛生器具が洗えない状態、玉城町職員や福祉関係の職員、当然自分自身も被災している状態をイメージできていないと感じました。

町として備品を準備するのも大切だとは思いますが、お一人、お一人、違う困り事にきめ細やかに対応ができるのはご家族です。訓練で得た教訓を基に自助のレベルアップができる情報発信も必要かと思いますが、こんな準備はできていますかと確認するような内容をウェブサイトに記載していただくことは可能でしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

先ほど言われた町民体制の周知のほうになります、9月号の広報、8月25日発行のものに準備のものというのは掲載させていただいております。これは毎年させていただいておりますので、また、そちらのほうを広報はホームページでも見られることができますので、そちらで兼ねて見ていただけたらありがたいと思っております。

それと、先ほどの質問のところでお答えするのを忘れたものになるんですけれども、トイレ等の表示というので、分かりにくい、迷子になりやすいという質問だったんですが、それに対しての改善のほうは、案内表示をラミネートしたものを通路等に貼紙を貼らせていただき、対応させていただきたいと思っております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 私、先ほど言わせていただいた準備物にこんなんあるといいよと言ったのは、福祉避難所に来られるような方を対象にしたもので、例えばとろみ剤が要るんやったら、そんなんも用意しといたほうがいいよとか、そういうアドバイスの的なものがあるといいのかなというふうに感じたものですから言わせていただきました。

では、次、福祉避難所については全国的に数と質についての見直しをされています。数は面積などを基にして受け入れられる人数や、それ以前に場所の数、質については災害復興を同時にしていけない中で専門の知識を持った人がどれだけ関われるか、また、設備がどれだけ整っているかの部分だと思っております。

玉城町としての今後の方向性を伺います。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

福祉避難所の運営にはやはり専門職が必要となるので、むやみに数は増やせませんが、今後、潜在看護師や介護の資格を持ってみえる方を募り、災害時に協力いただけるようなネットワークづくりを構築させていただきたいと思っております。

また、玉城町の町内の施設で福祉避難所に指定をしてもらっているところが会館を含

め4か所になります。これだけではまだまだ足りないというのも分かっておりますが、どうしても福祉避難所の指定というのは施設の協力を得てのものになりますので、むやみやたらとはできないというのも現状でございます。ですけれども、今後は町内の事業所に協力いただけないかというのも含めて意向の確認を取っていきたいと思っております。

質の向上につきましては、何度も何度も訓練をして、質の向上に当たっていきたいと思っております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 既に入所者のある施設では、たとえ福祉避難所となっていたとしても、職員も被災している中で新たに受け入れることは難しいと思います。一般の避難所でも避難者同士で工夫すれば、福祉避難者に移動しなくてもそのまま一般の避難所で過ごしていただける方も多くいらっしゃると思います。

放課後児童クラブの部屋は避難所としては使わないと以前ご答弁いただいたんですけども、福祉避難所が足りないまではそれに準じた避難所としての対応も必要かと思えます。もう一度、放課後児童クラブの利用もご検討いただければと思います。

では、自主避難所について伺います。

防災計画には自主避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援がうたわれています。地域ごとに設定されている避難所は、家が危険で戻れない人の寝泊まりできる本当の意味での避難所と一旦避難して安否確認をするための避難場所を避難所として設定されている組織があると思います。今回は避難場所ではなく避難所のこととして伺います。

現在の自主防災組織の数、そのうち避難所を設定している組織の数はどれくらいでしょうか。

○副議長（前川さおり） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

現在の自主防災組織の数ですが、27地区の27組織となっております。そのうち自主避難所の数ですが、20地区の23か所が自主避難所ということで地区内の防災計画に定めております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 各組織がどういった避難所を設定されるか把握されていると思うんですけども、受け入れられる人数、もしくは広さから割り出した人数は把握されておられるでしょうか。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

各地区の自主避難所につきましては、公民館や集会所、あとお寺とか、そのあたりを

一時避難場所として指定しておられるんですが、実際に受入れ可能数については把握しておりません。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 小・中学校に避難できる人数も限度がございます。どれぐらいの家屋の倒壊率で避難の必要な人数がどれぐらいなのかなど、計算して備えておいていただければと思います。

ちなみに、現在、避難所運営マニュアルのある組織、作成支援中の組織はどれぐらいあるのでしょうか。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

現在、自主防災組織で避難所運営マニュアルを作成している地区は1地区だけとなっております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 漠然といろいろ準備するよりはある程度の見込みを持って計画に反映いただきたいと思いますので、ぜひ、避難所運営マニュアルなり、避難所なりをもうちょっと啓発していただければと思います。

では、災害対応について、最後になります。

自主防災組織について、区単位だけでなく小学校区単位での協力も必要と感じております。コロナ以前は避難経路の安全性を確認しながら小学校の体育館に集まるようなイベントがございました。本来ならば、季節や時間帯などを変えて何度か同じような検証をすることが望ましいと思うのですが、そういったイベントはまた計画されているのでしょうか。また、町主導で会議を設けるなどの対応は考えておられますでしょうか。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

町主導の訓練ということですが、以前は行っておりましたが、坂本議員のところにもご説明させていただいたとおり、今年度から避難所開設運営訓練を小学校区単位で実施いたしますので、住民の方主体での訓練ということでやっていきたいと思っておりますので、町主導で大きなイベント的な訓練をするということは今のところ計画しておりません。

それから、交流会の開催ですが、令和2年度から毎年開催しております、今年度も6月27日に開催したところです。この交流会の中では、自主防災組織を形成している地区からこのような取組をやっているとか、他の自治区の活動内容を知っていただいて、これからつくろうとしている自治区の方に参考としてもらっておるような内容となっております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 町の広報だけでなく、テレビ番組や新聞報道など、いろんなところで水の準備を言われているにもかかわらず、8月の初めに店から水のペットボトルの在庫が切れたのはまだまだ自助の意識が低いあかしと言えます。南海トラフ巨大地震注意や台風10号の長雨による災害で防災に対する意識が高まっているところです。自助、共助を進めるよい機会としていろいろなことを対応していただきたいと思います。

それでは、質問事項2つ目のワクチン接種についてを、HPVワクチン、新型コロナウイルスワクチン、带状疱疹ワクチン、自己判断のための情報提供の4つの項目順に質問いたします。

まず、1つ目の項目、HPVワクチンについて、3つに分けて伺います。

HPVとは、子宮頸がんや肛門がん、中咽頭がんなどの原因となるヒトパピローマウイルスの略です。女性の半分以上が生涯で一度は感染するとされているウイルスで、年間約1万人と言われる子宮頸がんの患者の原因となっています。子宮頸がんによる死亡者は年間2,700人とも2,800人とも言われ、毎日七、八人が亡くなっている計算になります。

このヒトパピローマウイルスのワクチンは定期接種の扱いになっており、小学6年生から高校1年生相当の女の子さんは公費、つまり原則自己負担なしで接種することができます。ただ、来年3月までは、平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性で、過去にHPVワクチンを3回受けていない方も原則無料でワクチン接種していただけるキャッチアップ接種が行われています。

3回とも無料で接種しようとする、この9月中に1回目の接種を受けていただく必要がありますが、現時点でのキャッチアップ接種対象者の接種状況や問合せ状況を伺います。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

令和6年7月末時点での状況になります。

玉城町在住の対象者は839名で、そのうち1回目接種の方が219名、2回目接種の方が181名、3回目接種をされた方が159名となっています。3回接種された方は約19%の方になっております。

また、町といたしましては、令和4年度から積極的勧奨の再開を受け、個人勧奨を実施しております。令和4年7月に各種パンフレットと問診票3枚を送付いたしました。あと、令和6年5月には、勧奨はがきのほうも発行させていただいております。

このことで周知のほうはポスターや広報たまきなどで周知をさせていただいております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、キャッチアップ接種対象者に個別に案内はされているということですね。

キャッチアップ接種対象者の自費でワクチン接種してしまった方の費用助成についての案内はどうなっているのでしょうか。対象が令和4年4月1日現在、玉城町に住民票がある方ですので、現在玉城町在住でない方も対象です。当時の住民で接種が完了していない対象者は先ほどの数ということですね。現在、玉城町に住民票がある方ですと案内が届いているのでしょうか、進学や就職で転出されている場合は玉城町で償還してもらえないことはぴんとこないことが考えられます。そういった方へのフォローはどうなっていますでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

キャッチアップとは、接種が平成25年から令和3年でHPVワクチンの接種を個人的にお勧めしていなかった期間に小学校6年生から高校1年生までになっていた方を対象にさせていただいております。その期間に公費で受けられなかった方に対して、この令和7年3月31日までの期間に受けていただけたら公費で無料で受けられるというものがキャッチアップになっております。

令和4年4月1日時点で玉城町に住民登録ある方でワクチン接種が完了していない方、また、対象者が平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの方の女子全て、令和3年中に3回接種した方は除きますけれども、その対象者の方、581名に令和4年7月に案内をさせていただいております。

令和4年4月1日以降に打ってもらった方は定期接種扱いになりますので、そちらのほうでフォローができるかと思っておりますので、令和4年4月1日以前に自費で打たれた方が償還払いの対象者となります。この対象者の方なんですけれども、既に8名の方が打つてみえたので、そちらの方に対しては既にお支払いをさせていただいております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） キャッチアップ接種世代は半年過ぎても、例えば、今25歳の女性が令和4年4月に玉城町の住民であった場合、大学生のときにHPVワクチンを自費で接種したことが証明できたら、何年も前のことだけれども費用が戻ってくるということでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

議員おっしゃるとおりになります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） HPVワクチンを接種した方がそもそもいらっしゃらなかったのか、そのとき接種していても、そんな昔のワクチン接種の費用が戻ってくると思ってい

らっしゃらないのか、可能性としてはどちらもあり得ますので、この期間に打ったHPVワクチンのお金戻りますというような分かりやすい表現で周知していただければと思います。

2年前にHPVワクチンについて質問させていただいたときも提案させていただきましたが、キャッチアップ接種対象者は27歳以下の若者ですので、紙の案内文を読むよりインターネット検索の世代です。キャッチアップ接種も償還払いについても2年前とは状況も違いますので、改めて分かりやすいウェブページの作成をしていただきたいのですが、このあたりは総務課の担当になるのでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

ホームページのほうにもキャッチアップ、ワクチンのことに対しては載せさせていただいております。

また、全国的にテレビCMでも今流れているかと思えますけれども、そちらのほうでも勧奨していますので、できたらそちらを見て、親御さんたちもこの間受けたなと思われるかも分かりませんので、そういったことも含めて案内を国のほうがしているという形になっております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） キャッチアップ接種に限らず、玉城町のHPVワクチンの接種できる医療機関一覧表には、玉城町内2つの病院がリストに入っているんですけども、玉城病院が記載されておりました。HPVワクチンが接種できないのは何か理由があるのでしょうか。

○副議長（前川さおり） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 病院老健事務局長 竹郷。

先ほど、井上議員のご質問ですが、以前の平成25年にワクチンの安全性が懸念されるということで積極的接種が中止になりました。それ以前は玉城病院でも接種のほうはさせていただいております。遡るその3年間で20人弱の方が接種をいただいております。令和4年に再開がされたんですけども、ちょっと数も、接種の人数も少ないということから、令和4年の再開のときに玉城病院では接種をさせていただいておりません。

ただ、その間、町民の方から、できないんですかとか、要望というのもございませんので、また、今後、そういう声が上がってききましたら、共生室のほうと相談をしながら接種のほうを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（前川さおり） 井上議員

○7番（井上 容子） 先ほどもお答えいただいたように、ワクチンの接種率が非常に低いと思います。以前はさらに低かったんだと思います。現在は世界的に接種率を上げていく風潮もございます。医療的な理由がないのであれば、住民の方が少しでも接種しや

すい環境、病院の選択肢が増えるように町でもご協力いただければと思います。

それでは、次のHPVワクチン関連の教育についての質問に移ります。

予防できるがんとして、世界ではHPVワクチンの接種率が高まり、死亡率も減っております。SDGsの持続的な開発目標の3番、全ての人に健康と福祉をという項目で2030年までに子宮頸がんでの死亡率を30%下げることがを目標としていますし、WHO、世界保健機構では、9歳から14歳までの少女のワクチン接種率を2030年、あと6年で90%とすることを目標にしています。

日本では残念ながら、昨年4月から9月の定期接種対象者の初回接種が4割に満たず、3回接種となると1割にも満たない程度という統計が出ていました。副反応のこともあり、接種については個人の判断となるのですが、予防効果とてんびんにかけたり、ワクチンを打たないならば、こういった予防対策があるのかなど、判断をするための学びの知識を得ることは重要です。

現在、玉城町での学びの機会についての現状を学校教育、社会教育に分けて伺います。

○副議長（前川さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

今の井上議員の質問にお答えしたいと思います。

小・中学校では、主に体育科の保健領域、また、保健体育科や特別活動の授業の中で性教育やがん教育が進められてきます。HPV、ヒトパピローマウイルスについて、子宮頸がんの発症にはその多くがHPVの感染が関連していることやその主な感染経路が性交渉であると言われていること、ワクチンの予防効果があること、副反応についてなど、いろいろな情報提供が必要な部分もありますので、性教育やがん教育などで取り上げていく予定です。

また、先日もこのような資料ががん研究振興財団より、中学校2年生の生徒を対象に配られております。この中にも様々ながんが紹介されています。その中で子宮頸がんについても取り上げられておりますので、その中で子宮頸がんのことをしっかりといろいろな情報を提供し、生徒や保護者に伝えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、中学校の2年生で大体子宮頸がんを授業中に学ぶというのでしょうか。

○副議長（前川さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

主に保健体育の授業では、1年生、3年生では性教育等をやりますし、2年生でがん教育を主に取り上げますので、そういう意味で、2年生でこのがん教育を主に詳しく学習するという事になっております。

ただ、先ほど井上議員が言われたように、いろいろなことで関係してきますので、特

別活動の中でということもありますので、小学校ですと保健の領域ということもありますので、そういう中で触れていくというような状況になっております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） HPVワクチンについては標準接種年齢が中学1年生ですので、本来でしたら、それまでに知識を得ることが必要です。遅くとも6年生までで学んでいただいて、自分でも調べたり、家族や誰かに相談したりする期間が必要であるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（前川さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

今、井上議員が言われたことももっともなんですけど、学校の中での教育課程というところではなかなか一つ一つの病気について触れるということはなかなかできないという状況ですので、折に触れてそういうことを伝えていくということになってくると思います。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほど申し上げましたように、WHOでは、9歳から14歳までの接種率を90%と目標にされています。これは思春期の頃にHPVワクチン接種ができると、ワクチンに対する免疫反応が特によいことと、ヒトパピローマウイルス感染後にワクチンを接種しても効果がないことから、初めての性交渉の前に接種することが必要なため、産婦人科のガイドラインには10歳から14歳での接種が推奨されていますし、HPVワクチン自体は9歳から接種可能となっています。

無料でワクチン接種をしようと思うと、小学6年生が最年少となるんですけども、HPVワクチンを接種するかどうかの検討は日本脳炎2期の定期接種時期に始めても早過ぎることはないわけです。ただ、あくまでも接種するかどうかは保護者の方の判断になると思います。ここで社会教育が必要となってきます。

社会教育委員の方には子育て支援の専門家や医療の専門家もいらっしゃるはずですし、保健福祉課と協力して保護者の方への家庭教育学級のようなものは計画できないでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

教育委員会と今後検討していきたいと思っております。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 教育基本法の第10条2項には、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならないとあります。親世代はまだ性教育が十分でなかった世代ですので、例えば保護者

会、三者懇談などの機会に養護教諭や保健師から性と病気の関係やワクチン接種と副反応の関係について、お子さんと一緒に学ぶ機会をつくっていただくこともできるかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（前川さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

今おっしゃったようなことは、また、各小・中学校と相談をしながら検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） あくまでも社会教育という範疇ですので、学校以外でも考えていただければなと思います。よろしくお願いします。

最近、テレビCMでも、娘の未来に私が今できることというキャッチコピーを耳にすることがあるかと思います。これ、HPVワクチンのCMです。お子さんの未来、お子さんの命に関わることでありますので、積極的な対応を希望いたします。

次に、HPVワクチンについて、最後の質問です。

桑名市が8月から、小学6年生から高校1年生相当の男子へのHPVワクチン接種に全額助成しておられます。これは、ヒトパピローマウイルスが性的な接触で感染するためです。2年前の私の一般質問のときに、私の説明が悪かったのか、男性のせいで女性が子宮がんになると受け取られた方もあったようです。男性も他人事とせず、当事者として考えていただきたいという意味だったんですけれども、男女とも感染するわけですから、男女ともに感染を防いだほうが効果が高くなります。また、女性の子宮がん発症の年齢のピークが女性の出産年齢と重なるため、少子化対策としても積極的に対応いただく必要があります。子育て世代の母親がお子さんを残して亡くなるケースもありますので、独り親を減らす対策の一助となるとも考えます。

男子のHPVワクチン接種に補助を出す方向で検討いただけないでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

今のところ、助成を実施する予定は現時点ございません。

理由といたしましては、令和6年3月に開催された予防接種ワクチン分科会での結果が出ておりまして、男性へのHPVワクチンの定期接種化に関する討議の中で、安全性、有効性は認めるものの、男性の疾病予防効果に限定した場合の費用対効果は基準を大きく上回ります。ですが、女性のHPVワクチンの接種率向上を検討した場合に、男性接種の費用対効果が悪いという検証結果が出ておりますので、今、国としては女性のHPVワクチンの接種を勧奨していますので、今のところ男性の接種補助というのは控えさせていただきたいなと思っております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 世の中の動きを見ますと、これから男子のHPVワクチン接種の助成は増えていくと考えられます。女性のワクチン接種率が100%に近づかないと男性も女性からウイルスをうつされることとなります。男性にとってもヒトパピローマウイルス由来の肛門がんや尖圭コンジローマの予防になります。費用対効果を言われると、確かにそうなのかも分かりませんが、前向きにご検討いただきたいと思います。

それでは、ワクチン接種についての2つ目、新型コロナワクチンについて伺います。

10月から65歳以上の方と60歳以上の一部の方には定期接種の扱いになり、補助が出ます。ワクチンについての説明を丁寧に行い、利点と欠点をお一人、お一人がご自身の体調に合わせて打つかどうかの判断をいただく必要があると思います。

玉城町では、対象者への対応をどのようにしていかれるのでしょうか。通告書には接種の利点の周知と書かせていただきましたが、ワクチンの利点というよりワクチンの情報と言ったほうがよかったですでしょうか。住民の皆さんへの周知について伺います。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

対象者の方、65歳以上の方、また、60歳以上64歳未満の方で基礎疾患を持っている方に対して案内をさせていただきます。

疾病予防。お待ちください。間違えました。

○副議長（前川さおり） 暫時休憩します。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

○地域共生室長（中西扶美代） 60歳以上64歳までの方で基礎疾患のある方に対して案内を送らせていただきます。

ただ、このワクチン接種は、先ほど議員もおっしゃったように、個人の任意によるものになりますので、こちらからお勧めとか、情報提供はさせていただきますが、あくまでも本人の意思で打っていただくものになるかと思っております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 対象の方はどちらかというとケーブルテレビをご覧の方が多いかと思います。知っ得納得で繰り返し放送、そういう、どういうワクチンですか、こういう効果がありますというふうなことを放送していただけると理解いただきやすくてよいかと思います。

大阪の泉大津市長は、新型コロナウイルスワクチンについて、ユーチューブで市民の皆さんに発信しておられました。町長は定期接種の対象世代ですし、町長ご自身が知っ

得納得にご出演いただき、同世代に分かりやすい言葉で町民の皆さんに説明いただくのも一つの方法かと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 今後検討します。必要があれば、開催したいと思っています。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

先ほど議員おっしゃいました知っ得納得ですけども、この9月に町の職員による知っ得納得で放送させていただくよう予定をしております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、職員の方の知っ得納得を楽しみにさせていただきたいと思っています。

定期接種になった利点ということで、費用の補助があるというわけですけども、新型コロナウイルスワクチンは全額負担というわけではなく一部負担ということでしょうか。

一部の自治体では、自費だと1万5,000円から1万7,000円程度かかる費用が7,000円ぐらいになるように補助が出る予定ですなど、既にウェブサイトで予定価格を明示されている自治体もあります。昨年までのように無料ではできないことが説明されています。

そろそろ薬の業者から医療機関に価格の提示がある頃かと思いますが、玉城町では接種対象者の負担額や困窮世帯の費用の扱いはもう決まっているのでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

接種費用といたしましては、1回当たり1万5,300円かかります。そのうちの自己負担額は2,100円になります。

あと、生活困窮世帯、生活保護世帯です。こちらのほうは公費で接種していただく形になっております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 新型コロナウイルスワクチンは今までのような気軽に打っていただけのような価格ではなくなりました。2,500円でしたら打とうかなと思っていらっしゃる方もあるかも分かりませんが、2,100円、失礼しました。

困窮者世帯にも補助が出るということですね。

新型コロナワクチンについての説明をインターネットで見られるようにして、詳しくは決まり次第お知らせしますと明記している自治体もございます。全て決まってからでしか広報しないのではなく、公表できる段階のものから順にページを更新して、全て決まってから広報たまきや郵送での通知やケーブルテレビ、いろんな方法で情報発信をす

るという方法もございますので、ご検討いただければと思います。

では、次の質問に移ります。

定期接種のどのワクチンにも言えることですが、接種を受けた後に強い副反応が起きた場合に被害救済制度がありますが、制度もご存じなく、どこに相談していいのか分からない方が多いようです。周知はどのようにされているのでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

副反応に関する相談は、三重県の新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口というのがございまして、こちらのほうはホームページのほうでも案内させていただきます。

ただ、接種の予診票に対して、その裏面に案内がありますけれども、そこは相談に対しては玉城町の地域共生室の案内がされております。そこで、問合せいただきましたら、こちらの副反応のところの案内もこちらのほうからさせていただきます。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、3つ目の項目、带状疱疹のワクチンについて、3点伺います。

今年度から玉城町でも带状疱疹の費用助成が始まりました。带状疱疹のワクチンには2種類あり、どちらも一生に1回打てばよいというものではありません。また、生ワクチンと不活化ワクチンでは価格も接種回数も予防効果も全く違うのですが、価格で接種するかどうかを決める方もおいでになるようです。

まずは、带状疱疹のワクチンについての性質、利点、欠点などを伺います。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類ございます。大きな違いといたしましては、1、費用、2、接種回数、3、予防効果の3点になります。

費用では、生ワクチンのほうではおおよそ8,000円から1万円程度、不活化ワクチンのほうではおおよそ2万2,000円から2万5,000円程度。

接種回数では、生ワクチンは皮下注射1回、不活化ワクチンでは筋肉注射2回となっております。

予防効果のほうでは、生ワクチンは、1回接種で約5年間、50%、不活化ワクチンでは、約10年間、90%の効果がございます。

生ワクチンの長所は、費用が安い、水痘、いわゆる水ぼうそうの予防の適用があります。短所のほうでは、効果持続期間が短い。約5年間になります。他のワクチンと接種する際には27日以上の間隔を空ける必要があるなどが短所となっております。

不活化ワクチンのほうの長所では、予防効果が長い。生ワクチンと比較しての効果になります。あと、免疫力が低下している方や免疫を抑える治療をしている方にも接種が

できます。あと、効果持続期間が長い。約10年間となっておりますが、これは現在も追跡調査中でございます。短所は、費用が高い。副反応が比較的高い。接種部位の痛みのほうが約78%出るというのも出ております。これは全て生ワクチンとの比較に対してでございます。2回接種が必要となっておりますので、以上のことをもって長所、短所という形になっております。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 費用助成の申請の状況はいかがですか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

令和6年7月時点で、接種状況ですけれども、不活化ワクチン、2回接種された方もありますので、延べ45回、人にしたら26人、あと、生ワクチンのほうは17回で、人で17人という形になっております。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） ワクチンについてと費用助成についてご説明いただいたわけですが、玉城町の出しておられる助成事業のお知らせにはこういった説明があまりございません。ご覧になった方も、一体自費で支払う費用が幾らぐらいなのか、なぜ2種類書いてあるのか分からないと言われる方がありました。

病院で相談していただくのは当然なんですけれども、予約の時点で、生ワクチンか不活化ワクチンかのどちらにするか聞かれるわけですので、普段から通院されている方ではないとなかなかハードルが高い状態です。住民の皆さんが分かりやすい記載に変えていただくことはできるでしょうか。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

議員おっしゃるとおり、案内のほうには詳しく載っておりません。ですので、今後、QRコードなどをつけて、申請書には載せさせていただきます。

また、知っ得納得の9月号でこちらのほうも詳しく説明はさせていただくようになっております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 現在、玉城町独自で費用助成となっているわけですが、しばらく前に厚生労働省で定期接種化に向けて検討に入ったというニュースが出ておりました。恐らく65歳以上が対象となると予想されますが、玉城町で助成を受けた方も国の定期接種になってからの費用助成は別物と考えてよいのでしょうか。

また、定期接種が始まっても一生に1回の費用助成は受けられるのでしょうか。例えば、不活化ワクチンの有効期限を仮に10年とすれば、55歳ぐらいに1回接種しておこうと思う方もおられると思うんです。町の考え方をお聞かせください。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

定期接種になるというのはまだはっきり決まっておきませんので、国の動向に合わせていきたいと思っております。

また、助成についても、高齢者肺炎球菌ワクチンも1回限りになっていると思います。一旦自費で受けた方は対象外となっておりますので、それと同じようになる確率があるかと思われます。これもまだはっきり決まっておきませんので、国の動向に注意していきたいと思っております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 5年先、10年先になりますと、玉城町の状況も変わってまいりますので、不公平のないようにいろいろな角度から検討とか、情報発信とか、お願いしまして、最後の質問に移ります。

今まで何度も申し上げておりますように、あくまでワクチン接種は自己責任であり、お一人、お一人が判断できるように、病気そのものやワクチンの特徴や種類の違い、副反応の出る確率や思い副反応が出た場合どうすればよいか、ワクチンを接種しない場合はどういったことに気をつけて生活すればよいかなど、いろいろな方向からの情報提供が必要であると考えます。

福祉と教育の両方の視点から今後の町の方針を伺います。

○副議長（前川さおり） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 地域共生室長 中西。

ワクチン接種は個々が判断をし、個人の自己責任にお任せする形になりますが、町といたしましては、どのようなワクチンで、どのような効果があるなど、情報発信の周知徹底をしていきたいと思っております。

周知方法については、詳しく掲載したチラシ、広報紙など、また、ケーブルテレビなどでさせていただきたいと思っております。

以上になります。

○副議長（前川さおり） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

今の質問に対してお答えします。

今議員もおっしゃられたように、ワクチン接種というのは個々の判断ですし、個人の自己責任でありますので、ワクチンの仕組みや副反応などを情報提供していくのが教育の役目なのかなと思っております。

また、小・中学校においては広く浅く勉強するというところもありますので、そういうのを含めると、教育委員会としましては、病気やワクチンや副反応などについての情報提供で喫緊な場合については、第2類の新型コロナウイルス感染症のときのように学

校を通じて児童・生徒や保護者へ周知、広報を実施していきたいと思っておりますし、また、状況によっては保健福祉課と連携して地域住民に周知、広報を実施することも検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（前川さおり） 井上議員。

○7番（井上 容子） 全ての人に副作用のない薬は世の中に存在いたしません。ほかの人が打ったからワクチンを接種するとか、お金の補助が出るから、せっかくだしワクチン打ってもらおうという判断もありなのかもしれませんが、ご自身の健康や周りの人の生活にも関わることです。自分の生活様式や病歴、家族構成などを考慮して判断していただけるよう、福祉からの情報提供、教育委員会からの社会教育を徹底いただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（前川さおり） 以上で、井上容子議員の質問は終わりました。

これで本日予定していた日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

来る9月6日は一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また、提出議案に対する質疑の通告もございませんでしたので、9月6日は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、9月6日は休会といたします。

暫時休憩します。

（午後2時55分 休憩）

（午後2時57分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について及び議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第3号）、ないし議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の各議案を予算決算常任委員会へ議案付託表のとおり付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

お諮りします。

議案精査のため、明日9月6日から9月12日まで休会といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、9月6日から9月12日まで休会とすることに決定しました。

来る9月13日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時58分 散会）